

第1部

出入国在留管理をめぐる近年の状況

- 第1章 外国人の出入国の状況
- 第2章 日本人の出帰国の状況
- 第3章 外国人の在留の状況
- 第4章 技能実習制度・特定技能制度の実施状況
- 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
- 第6章 難民認定業務等の状況
- 第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等）
対策及び外国人DV被害者保護

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

1 外国人の入国

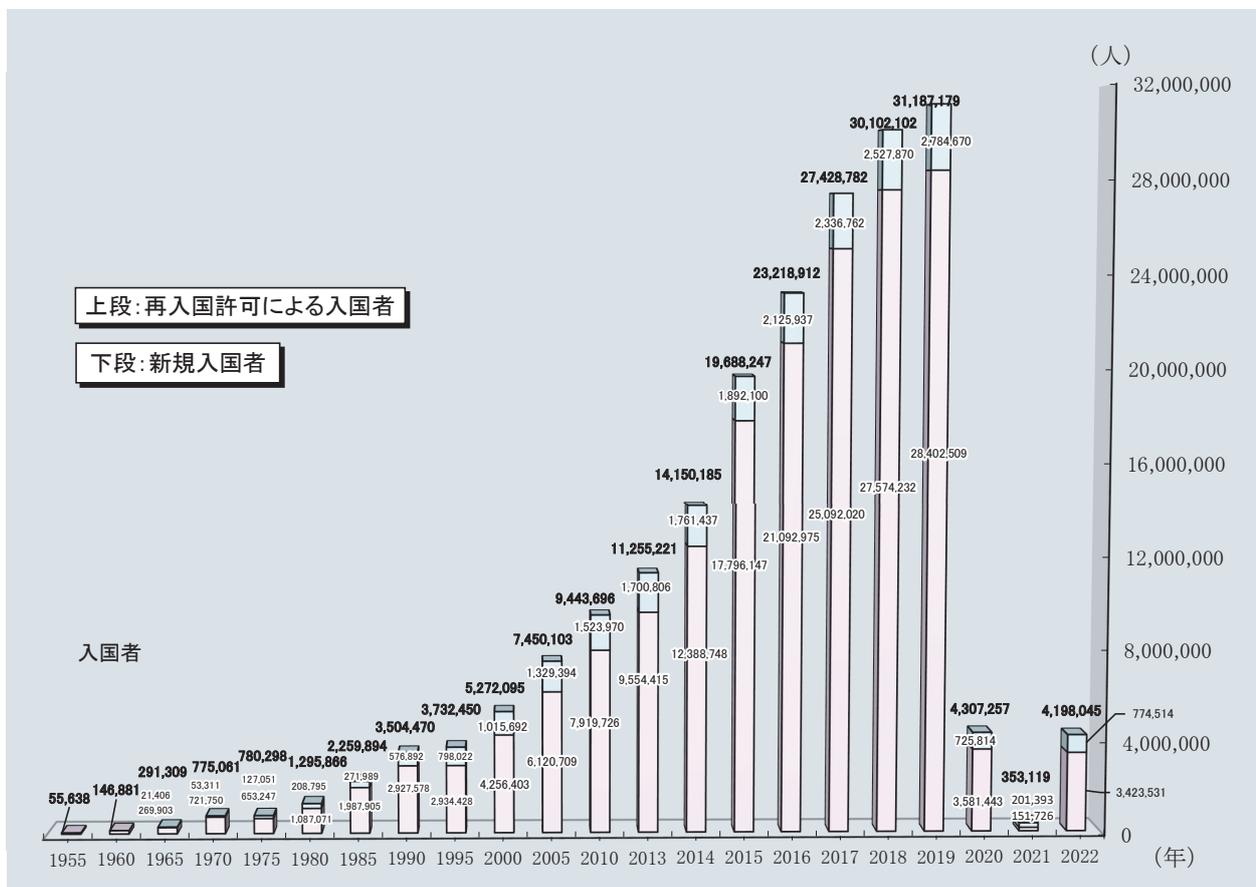
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約1万8,000人と僅かであったが、1978年には100万人、1984年には200万人、1990年には300万人、1996年には400万人、2000年には500万人、2013年には1,000万人、2016年には2,000万人、2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2022年は、前年と比べ384万4,926人（1,088.8%）増の419万8,045人となり、大幅に増加した。

また、2022年における外国人入国者数のうち「新規入国者」数は342万3,531人で、前年と比べ327万1,805人（2,156.4%）増加し、「再入国者」数は77万4,514人で、前年と比べ57万3,121人（284.6%）増加している。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、航空機数及び船舶の運航数が大幅に減少していたが、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しや入国者総数の上限を段階的に緩和したことなどにより、国際旅客便数等が増加したことが、外国人入国者数全体の大幅な増加につながったものと考えられる（[図表1](#)）。

図表1 外国人入国者数の推移



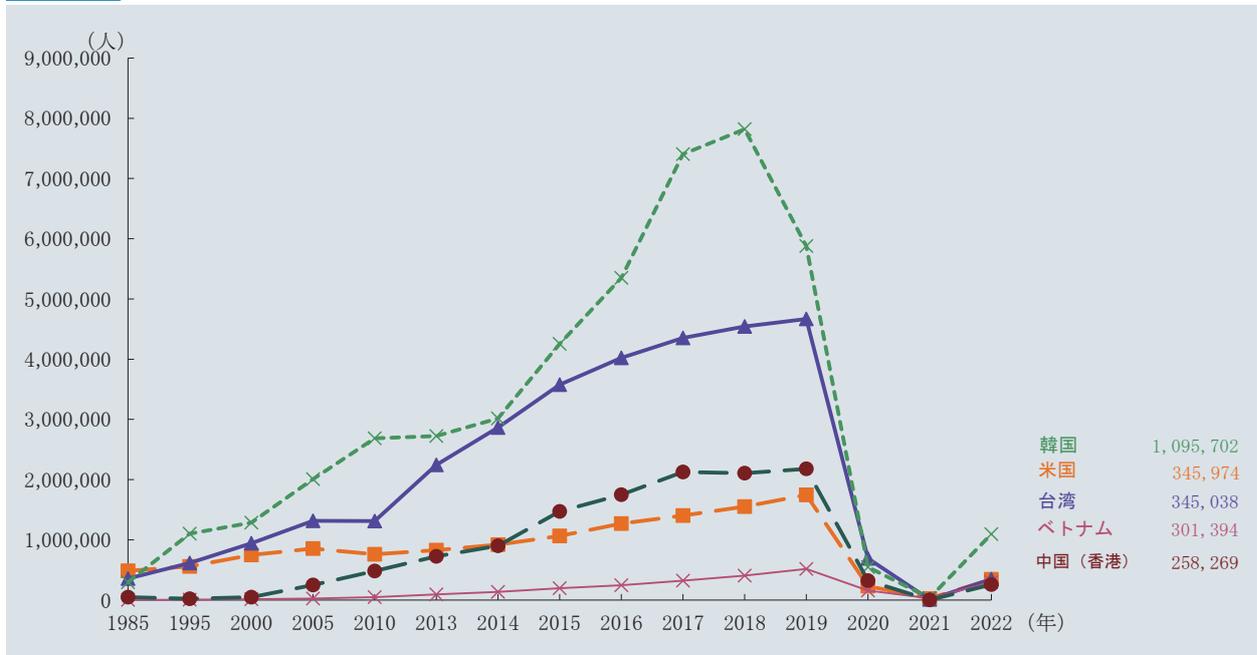
(注) 1955年及び1960年は、入国者の内訳を算出していません。

(2) 国籍・地域別

2022年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が109万5,702人と最も多く、入国者数全体の26.1%を占めている。以下、米国34万5,974人(8.2%)、台湾34万5,038人(8.2%)、ベトナム30万1,394人(7.2%)、中国(香港)25万8,269人(6.2%)の順となっている^(注)。

このうち、上位5か国・地域で入国者数全体の55.9%を占めている(図表2)。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券(SAR(Special Administrative Region)旅券)を所持する者(有効期間内の旧香港政府発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。)を「中国(香港)」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券(BNO(British National Overseas)旅券:香港居住者のみを対象とする英国旅券)を所持する者(有効期間内(1997年6月30日以前)に旧香港政府発給の英国(香港)旅券を所持し入国した者を含む。)を「英国(香港)」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年以降の在留外国人数(中長期在留者(後記資料編第4節1参照)と特別永住者の合計)の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

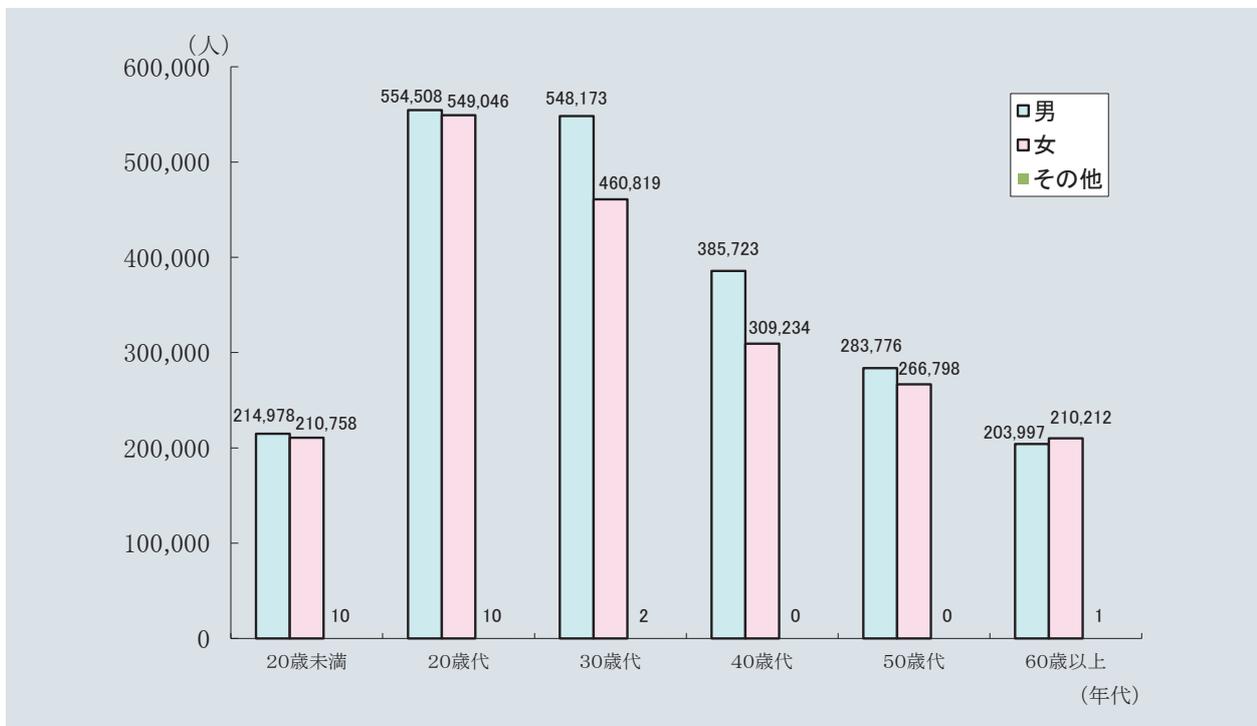
また、中国(その他)とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国(香港)を除く政府(例えば、マカオ等)が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 性別・年齢別

2022年における外国人入国者数を性別で見ると、男性219万1,155人、女性200万6,867人、その他23人であった。

次に、年齢別に見ると、20歳代が最も多く、入国者数全体の26.3%となっている（[図表3](#)）。

図表3 性別・年齢別外国人入国者数（2022年）



(4) 目的（在留資格）別

2022年における新規入国者数を目的（在留資格）別で見ると、「短期滞在」が286万1,731人と最も多く、新規入国者数全体の83.6%を占めており、次いで「留学」16万7,128人（4.9%）、「技能実習1号口」16万3,882人（4.8%）、「家族滞在」4万7,389人（1.4%）の順となっている（[図表4](#)）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		27,574,232	28,402,509	3,581,443	151,726	3,423,531
外交		9,072	12,206	2,120	2,109	4,849
公用		33,217	42,934	3,708	1,973	11,811
教授		3,194	3,185	992	921	2,645
芸術		435	474	117	13	280
宗教		872	949	329	45	1,280
報道		43	69	29	19	44
高度専門職1号イ		26	37	26	16	55
高度専門職1号ロ		432	624	354	74	1,225
高度専門職1号ハ		73	118	76	18	393
経営・管理		1,790	2,237	1,537	474	4,346
法律・会計業務		4	5	2	1	8
医療		55	58	38	19	57
研究		368	364	155	89	364
教育		3,432	3,463	1,280	2,757	3,041
技術・人文知識・国際業務		34,182	43,880	19,705	2,532	35,711
企業内転勤		9,478	9,964	3,188	497	7,798
介護		1	4	23	3	42
興行		42,703	45,486	7,218	1,570	24,404
技能		3,551	4,355	1,729	388	4,075
特定技能1号			563	3,760	1,093	20,418
特定技能2号			0	0	0	0
技能実習1号イ		6,222	6,300	1,652	218	3,575
技能実習1号ロ		137,973	167,405	74,804	21,899	163,882
技能実習2号イ		12	8	2	0	8
技能実習2号ロ		242	183	116	23	120
技能実習3号イ		64	226	63	3	148
技能実習3号ロ		5,648	14,750	7,189	1,280	11,299
文化活動		3,539	3,793	815	202	2,784
短期滞在		27,054,549	27,810,548	3,360,831	71,771	2,861,731
留学		124,269	121,637	49,748	11,651	167,128
研修		13,389	12,985	2,392	179	3,859
家族滞在		27,952	31,788	17,056	11,313	47,389
特定活動		27,752	31,712	7,381	3,508	10,006
永住者				166	1,861	4,225
日本人の配偶者等		10,466	10,694	6,306	7,356	9,143
永住者の配偶者等		2,081	1,990	1,151	1,174	1,760
定住者		17,146	17,515	5,385	4,677	13,628

(注1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

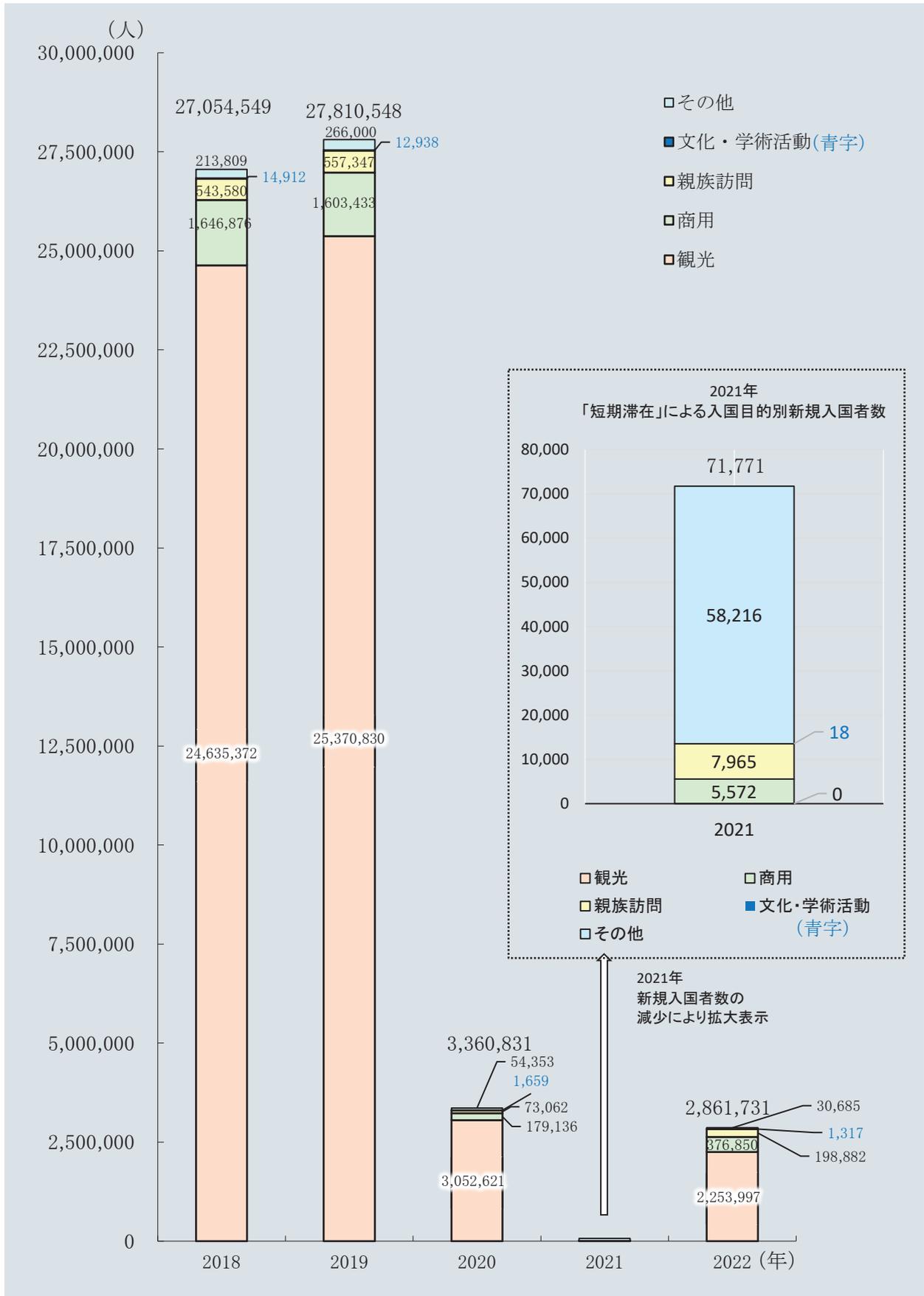
(注2) 2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な永住者への対応として、「永住者」の在留資格を許可したものの。

ア 「短期滞在」

2022年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数を入国目的別で見ると、観光225万3,997人（78.8%）、商用37万6,850人（13.2%）、親族訪問19万8,882人（6.9%）となっている（[図表5](#)）。

なお、観光を目的とした新規入国者数について、2021年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る水際対策の影響により0人であったが、2022年は2022年3月以降の外国人の新規入国制限の見直しや同年10月11日以降、外国人観光客のパッケージツアーに限定する措置を解除したことなどの影響で大幅に増加となった。

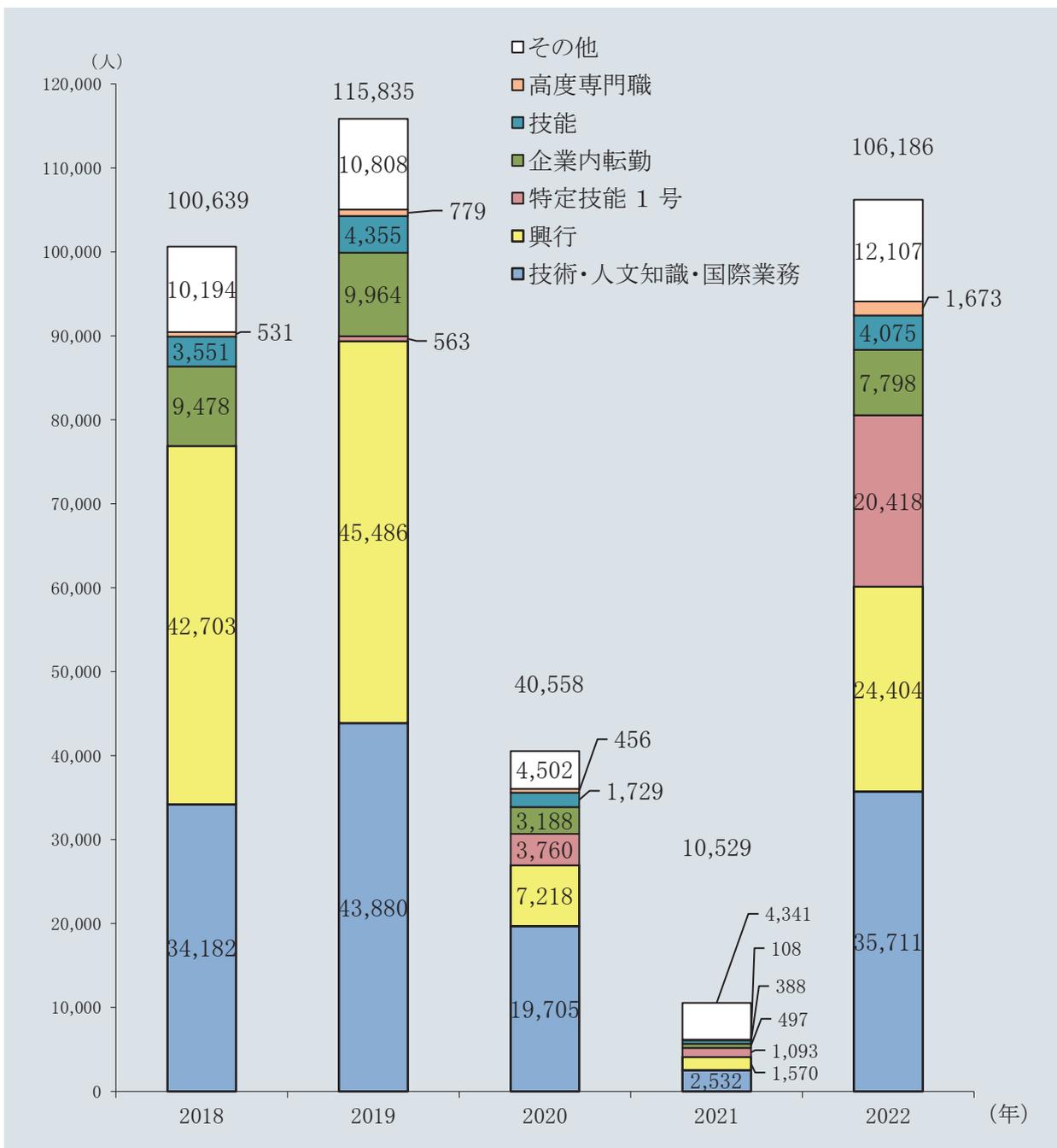
図表5 「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2022年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は10万6,186人であり、前年と比べ9万5,657人（908.5%）増加している（図表6）。

図表6 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
 (注2) 高度専門職は在留資格「高度専門職1号イ、1号ロ及び1号ハ」を合算したものの。

2022年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は3.1%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

(ア) 「高度専門職」

2022年における「高度専門職」の在留資格による新規入国者数は1,673人であり、前年と比べ1,565人（1,449.1%）増加している。

(イ) 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

2022年における一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格による新規入国者数は「技術・人文知識・国際業務」3万5,711人、「企業内転勤」7,798人の計4万3,509人であり、前年と比べ「技術・人文知識・国際業務」は3万3,179人（1,310.4%）増加、「企業内転勤」は7,301人（1,469.0%）増加している。

(ウ) 「興行」

2022年における「興行」の在留資格による新規入国者数は2万4,404人であり、前年と比べ2万2,834人（1,454.4%）増加している。

(エ) 「技能」

2022年における外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は4,075人であり、前年と比べ3,687人（950.3%）増加している。

(オ) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」

2022年における「特定技能1号」の在留資格による新規入国者数は2万418人であり、前年と比べ1万9,325人（1,768.1%）増加している。

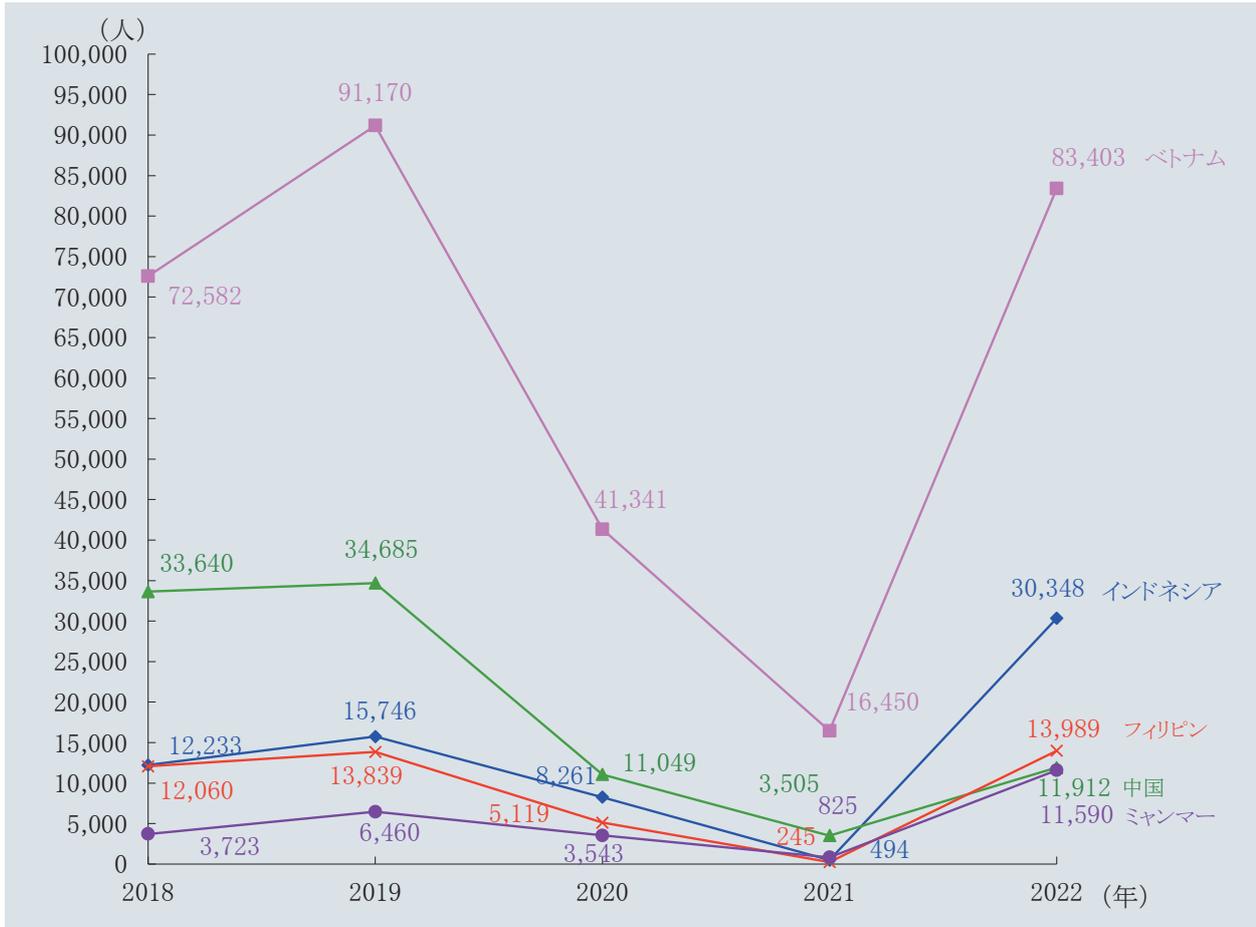
2022年における「特定技能2号」の在留資格による新規入国者数は0人であった。

ウ 「技能実習1号」

2022年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は16万7,457人であり、前年と比べ14万5,340人（657.1%）増加している。

国籍・地域別で見ると、ベトナムが8万3,403人と最も多く、全体の49.8%を占め、以下、インドネシア3万348人（18.1%）、フィリピン1万3,989人（8.4%）、中国1万1,912人（7.1%）、ミャンマー1万1,590人（6.9%）の順となっている（[図表7](#)）。

図表7 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

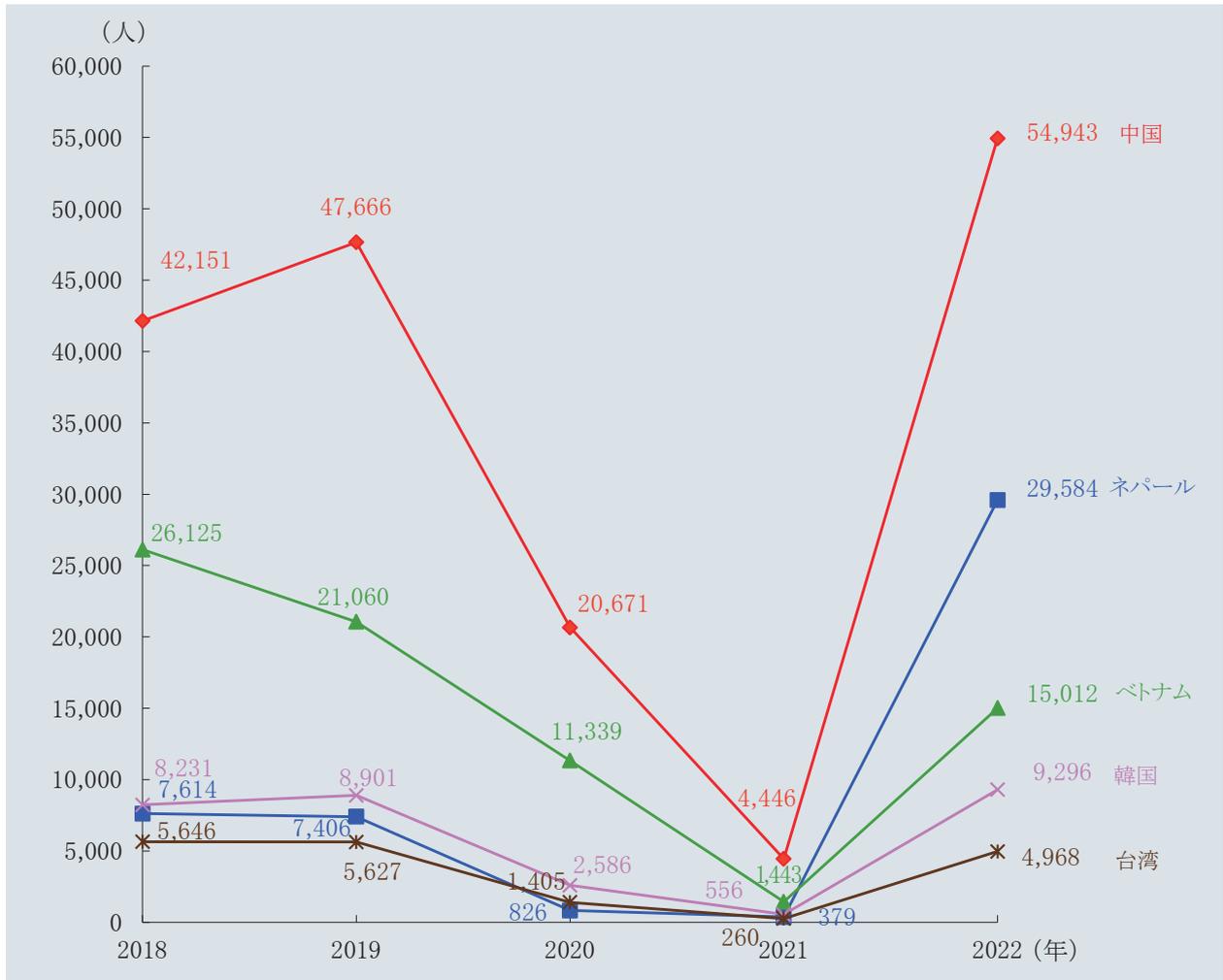


エ 「留学」

2022年における「留学」の在留資格による新規入国者数は16万7,128人であり、前年と比べ15万5,477人（1,334.5%）増加している。このうち、上位5か国・地域は全てアジアからの学生で、全体の68.1%を占めている。

国籍・地域別で見ると、中国が5万4,943人で全体の32.9%を占め、以下、ネパール2万9,584人（17.7%）、ベトナム1万5,012人（9.0%）、韓国9,296人（5.6%）、台湾4,968人（3.0%）となっている（図表8）。

図表8 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



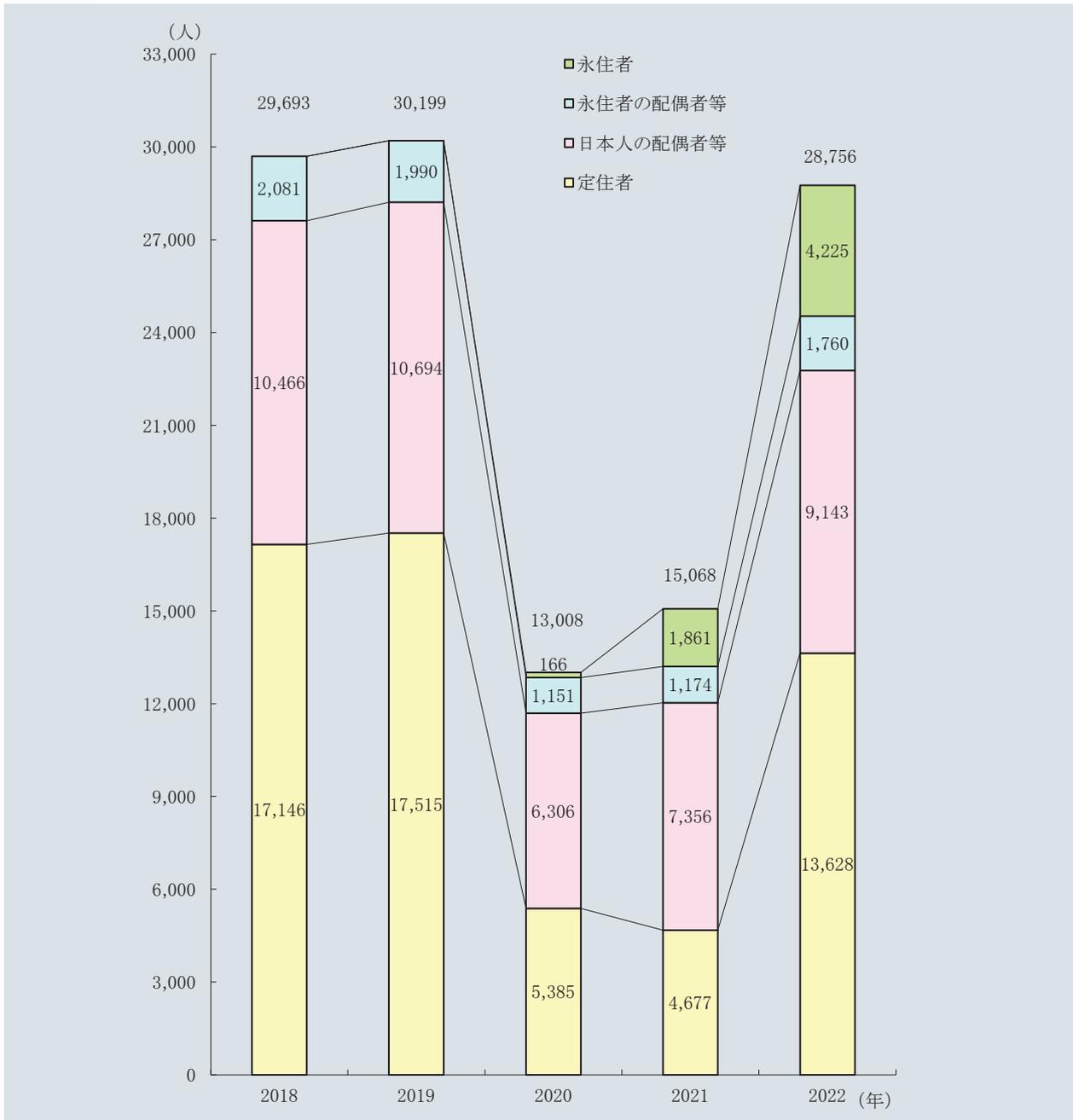
オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人

2022年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は9,143人、「永住者の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は1,760人であり、前年と比べ「日本人の配偶者等」は1,787人（24.3％）増加、「永住者の配偶者等」は586人（49.9％）増加している。

2022年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万3,628人で前年と比べ8,951人（191.4％）増加している（図表9）。

なお、「永住者」の在留資格は、原則として上陸許可時に決定される在留資格から除外されている（入管法第7条第1項第2号）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難であった「永住者」について、「永住者」の在留資格により新規入国が可能となる取扱いを行っていたため、2022年における「永住者」の在留資格による新規入国者数は4,225人となっている。ただし、本取扱いは、水際措置の緩和に伴い、2023年4月30日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間が満了し、かつ、それまでに在外公館において「定住者」の査証申請をした元永住者を最終的な対象者とし、これをもって本例外措置の運用を終了している。

図表9 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(注) 2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難であった永住者への特例的な対応として、新規入国時に「永住者」の在留資格を許可している。

2 特例上陸

2022年における特例上陸を許可した件数は48万2,569件であり、前年と比べ6万644件(14.4%)増加している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は47万9,152件であり、特例上陸を許可した件数全体の99.3%と大部分を占めている(図表10)。

図表10 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		5,364,421	4,961,505	919,311	421,925	482,569
寄港地上陸		13,331	13,861	7,462	182	2,085
船舶観光上陸		2,337,803	2,026,307	119,960	0	0
通過上陸		5,235	7,760	3,003	6	869
乗員上陸		3,007,588	2,913,001	788,305	421,279	479,152
緊急上陸		444	483	556	415	398
遭難上陸		18	92	24	42	63
一時庇護上陸		2	1	1	1	2

3 外国人の出国

2022年における再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は269万1,344人であり、前年と比べ246万7,616人(1,103.0%)増加している。

このうち、滞在期間が15日以内の出国者数は234万4,237人で、全体の87.1%を占めている(図表11)。

図表11 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		27,252,517	28,083,240	4,120,279	223,728	2,691,344
15日以内		26,108,961	26,778,686	3,678,125	29,901	2,344,237
15日を超えて1月以内		625,674	737,979	163,396	32,251	115,328
1月を超えて3月以内		286,553	307,985	79,142	13,520	62,139
3月を超えて6月以内		52,501	56,114	31,705	3,955	14,758
6月を超えて1年以内		51,650	57,138	53,376	9,200	6,138
1年を超えて3年以内		87,981	99,183	65,530	64,707	52,891
3年を超える		37,857	44,733	47,904	68,950	94,477
不詳		1,340	1,422	1,101	1,244	1,376

第2節 上陸審判状況

1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

2022年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は、7,802件であり、2021年と比べ3,383件（76.6%）増加している。

口頭審理新規受理件数の内訳として最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第7条第1項第2号不適合）入国目的に疑義のある事案で、このような事案は2021年から3,717件（162.7%）増加して6,001件となり、新規受理件数の76.9%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いのある事案は1,400件で、2021年と比べ710件（102.9%）増加し、新規受理件数の17.9%となっている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いのある事案が401件で、2021年と比べ1,044件（72.2%）減少し、新規受理件数の5.1%を占めている。また、2007年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第7条第4項該当）事案の2022年における特別審理官への引渡しは、0件であった（[図表12](#)）。

図表12 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		11,756	13,402	25,056	4,419	7,802
偽変造旅券・査証行使等 (7条1項1号不適合)		1,940	2,206	800	690	1,400
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)		8,686	10,240	1,633	2,284	6,001
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)		—	—	—	—	—
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)		1,128	953	22,623	1,445	401
個人識別情報提供をしない者 (7条4項該当者)		2	3	0	0	0

2022年における口頭審理の処理状況^(注)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は553件で、2021年と比べ931件(62.7%)減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は1,154件で、2021年と比べ1,143件(10,390.9%)増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は5,790件で、2021年と比べ2,999件(107.5%)増加している(図表13)。

図表13 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		11,763	13,409	25,064	4,420	7,791
上陸許可		1,260	1,197	22,353	1,484	553
退去命令		7,934	9,440	1,347	11	1,154
異議の申出		1,911	2,103	928	2,791	5,790
上陸申請取下げ		585	581	360	126	275
その他		73	88	76	8	19

(注) 「その他」は、事件を他の地方出入国在留管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

(注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移(図表12)の総数と口頭審理の処理状況の推移(図表13)の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

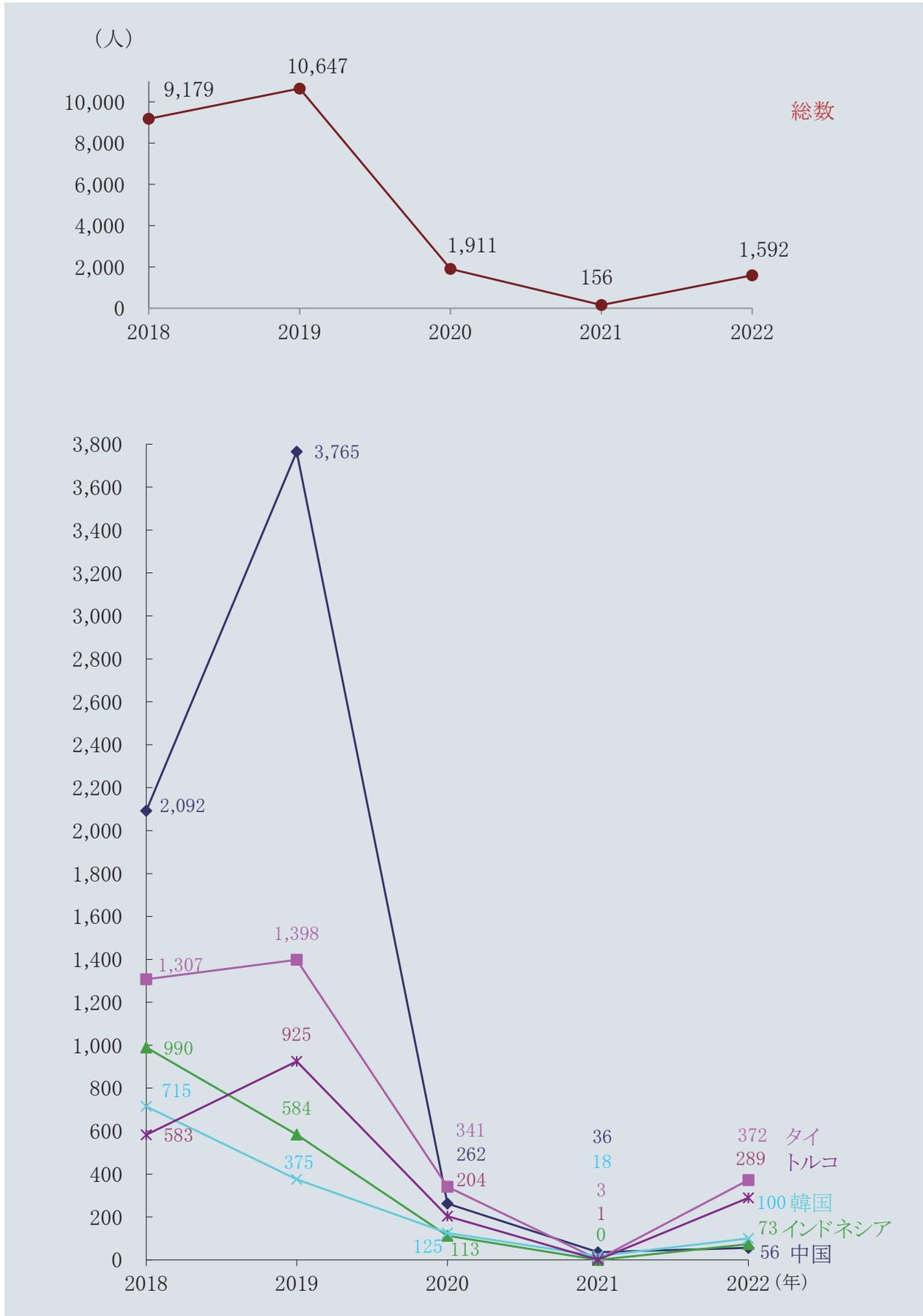
2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

2022年における被上陸拒否者数は1,592人で、2021年と比べ1,436人（920.5%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、タイ372人（23.4%）、トルコ289人（18.2%）、ウズベキスタン170人（10.7%）の順となっており、上位3か国で全体の52.2%を占めている（[図表14](#)）。

図表14 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



3 上陸特別許可

法務大臣が2022年に上陸を特別に許可した件数は5,636件で、2021年と比べ2,856件（102.7%）増加している（[図表15](#)）。

図表15 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年	2018	2019	2020	2021	2022
異議の申出(注)			1,919	2,120	935	2,792	5,790
裁決結果	理由あり(上陸許可)		5	2	3	1	3
	理由なし	退去	404	375	70	5	105
		上陸特別許可	1,333	1,584	812	2,780	5,636
取下げ			160	152	49	6	38
未済			17	7	1	0	8

(注) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

1 査証事前協議

2022年における査証事前協議の処理件数は1万166件で、前年と比べ1,235件（13.8%）増加している。

2 在留資格認定証明書

2022年における在留資格認定証明書交付申請の処理件数は42万5,245件で、前年と比べ11万8,367件（38.6%）増加している。

査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（[図表16](#)）。

なお、利便性向上等を図る目的で、2023年3月から在留資格認定証明書の電子的な交付を開始するとともに、上陸申請において同証明書写しの提出等を可能とする措置を講じた。

図表16 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分	年	2018	2019	2020	2021	2022
査証事前協議		5,336	4,634	6,014	8,931	10,166
在留資格認定証明書交付申請		533,568	591,858	410,406	306,878	425,245

第2章 日本人の出帰国の状況

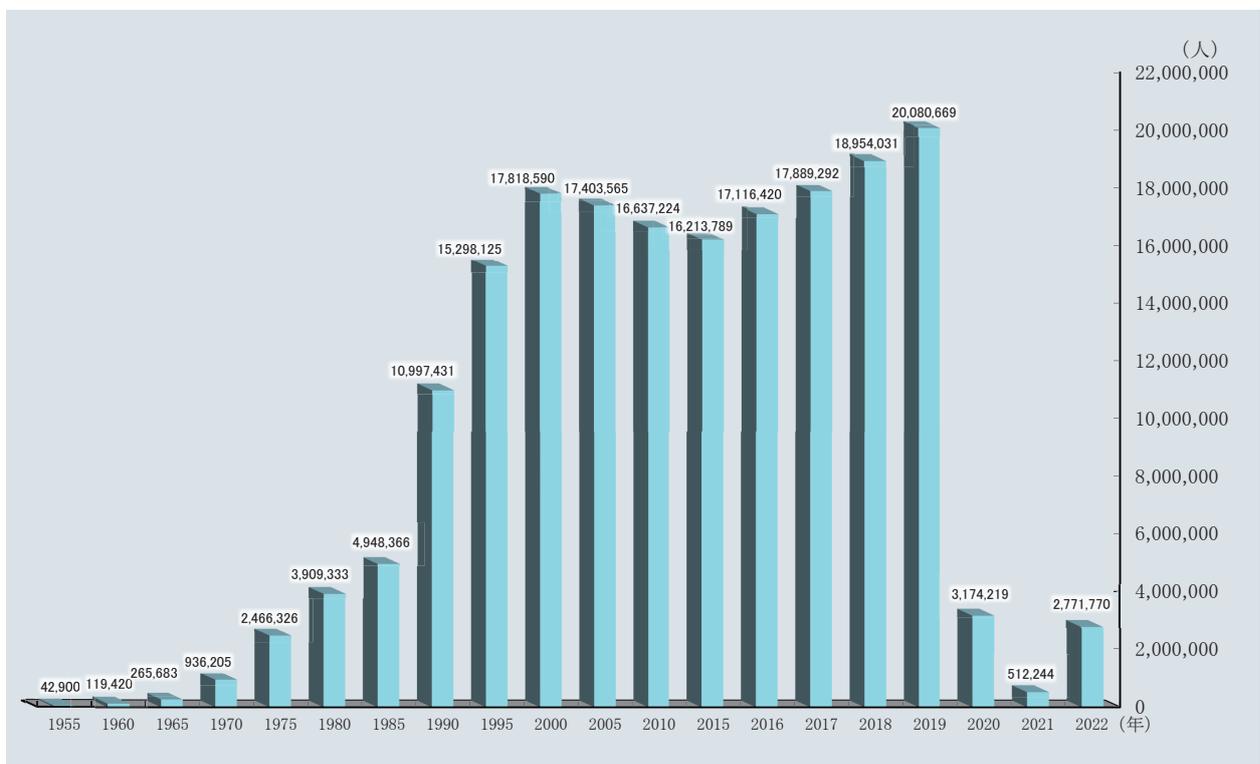
第1節 出国者

1 総数

2022年における日本人出国者数は277万1,770人と、前年と比べ225万9,526人（441.1%）増加している。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、航空機数及び船舶の運航数が大幅に減少していたが、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しや入国者総数の上限を段階的に緩和したことなどにより、国際旅客便数等が増加したことが、日本人出国者数の大幅な増加につながったものと考えられる（[図表17](#)）。

図表17 日本人出国者数の推移



2 性別・年齢別

2022年における日本人出国者数を性別で見ると、男性が160万6,704人、女性が116万5,066人で、男性が全体の58.0%、女性が42.0%となっている。この比率は2001年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が54万8,594人で出国者数全体の19.8%を占めており、以下、50歳代53万8,110人（19.4%）、30歳代46万8,674人（16.9%）、20歳代46万7,705人（16.9%）、60歳以上39万6,250人（14.3%）、20歳未満35万2,437人（12.7%）の順となっている（[図表18](#)）。

図表18 性別・年齢別日本人出国者数（2022年）



第2節 帰国者

2022年における日本人帰国者数は266万2,840人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後5日以内に帰国した人数が68万4,262人で全体の25.7%と最も多くを占めている（図表19）。

図表19 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		18,908,954	20,030,055	3,683,270	500,938	2,662,840
5日以内		11,396,585	12,150,774	1,891,374	11,082	684,262
5日を超えて10日以内		4,295,947	4,607,708	890,991	30,675	602,179
10日を超えて20日以内		1,143,763	1,182,976	254,898	36,474	292,457
20日を超えて1月以内		410,416	416,356	105,794	29,193	131,706
1月を超えて3月以内		693,432	688,694	191,495	90,899	226,915
3月を超えて6月以内		402,650	412,104	124,322	61,356	169,226
6月を超えて1年以内		313,425	318,140	137,036	63,887	147,376
1年を超えて3年以内		123,677	123,794	51,416	128,042	204,131
3年を超える		9,193	8,405	2,281	3,811	44,780
不詳		119,866	121,104	33,663	45,519	159,808

第3章 外国人の在留の状況

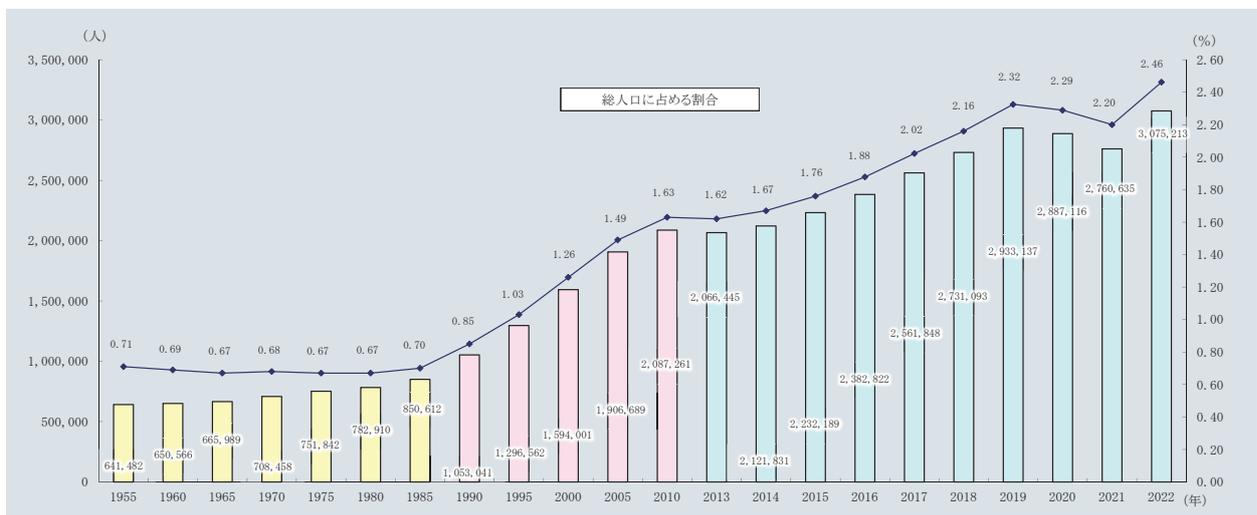
第1節 在留外国人数

1 在留外国人数

我が国における2022年末時点の中長期在留者（後記資料編第4節1参照）数は278万6,233人、特別永住者数は28万8,980人で、これらを合わせた在留外国人数は307万5,213人であり、前年末と比べ31万4,578人（11.4%）増加し、過去最高となった。

また、2022年末時点における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口約1億2,495万人（2022年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.46%となっており、前年末と比べ0.26ポイント高くなっている（[図表20](#)）。

図表20 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

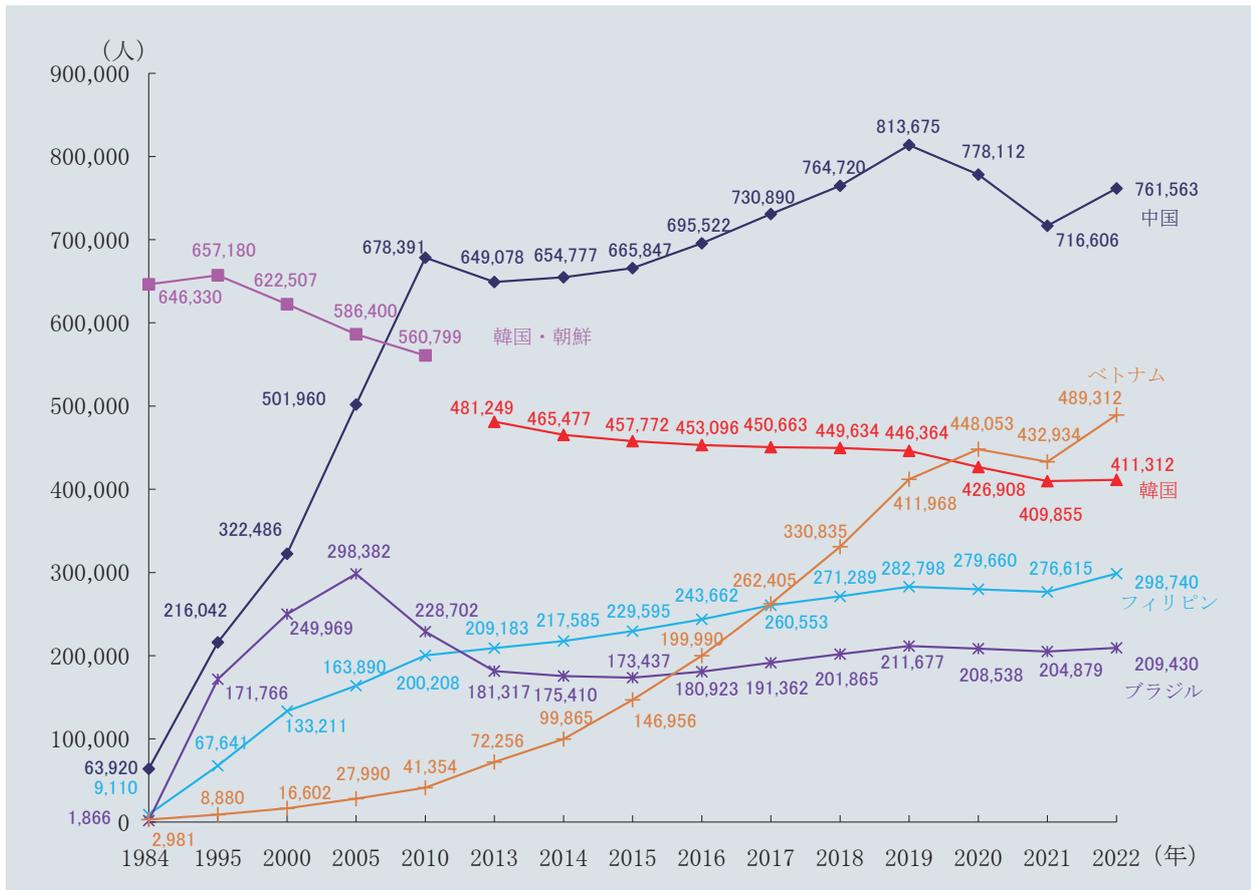
(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

2 国籍・地域別

2022年末時点における在留外国人数を国籍・地域別で見ると、中国が76万1,563人と最も多く、全体の24.8%を占めている。以下、ベトナム48万9,312人（15.9%）、韓国41万1,312人（13.4%）、フィリピン29万8,740人（9.7%）、ブラジル20万9,430人（6.8%）の順となっている。

また、2022年末時点における在留外国人数を年別の推移で見ると、中国は前年末と比べ4万4,957人（6.3%）増加し、2019年以来3年ぶりの増加となった。また、ベトナムは増加傾向が続いており、前年末と比べ5万6,378人（13.0%）の増加となった。韓国は減少傾向にあるが、前年末と比べ1,457人（0.4%）の増加となった。このほか、フィリピンは前年末と比べ2万2,125人（8.0%）増加、ブラジルは前年末と比べ4,551人（2.2%）増加している（[図表21](#)）。

図表21 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 2011年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
 (注2) 2011年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。
 (注3) 2011年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3 目的（在留資格）別

(1) 「永住者」・「特別永住者」

2022年末時点における在留外国人数のうち最も多い在留資格は、「永住者」（特別永住者を除く。）で、前年末と比べ3万2,779人（3.9%）増の86万3,936人であり、全体の28.1%を占めている（図表22）。

図表22 在留資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	2018	2019	2020	2021	2022					
総		数	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213					
中長期在留者	教	授	7,360	7,354	6,647	6,519	7,343					
	芸	術	461	489	448	385	502					
	宗	教	4,299	4,285	3,772	3,034	3,964					
	報	道	215	220	215	207	210					
	高度専門職1号	イ	1,576	1,884	1,922	1,885	2,030					
	高度専門職1号	ロ	8,774	11,886	13,167	12,257	13,972					
	高度専門職1号	ハ	395	570	676	648	1,116					
	高度専門職2号		316	584	789	945	1,197					
	経	営・管	理	25,670	27,249	27,235	27,197	31,808				
	法	律・会	計業	務	147	145	148	139	151			
	医	療		1,936	2,269	2,476	2,482	2,467				
	研	究		1,528	1,480	1,337	1,161	1,314				
	教	育		12,462	13,331	12,241	12,915	13,413				
	技術・人文知識・国際業務			225,724	271,999	283,380	274,740	311,961				
	企	業内	転勤		17,328	18,193	13,415	8,593	13,011			
	介	護		185	592	1,714	3,794	6,284				
	興	行		2,389	2,508	1,865	1,564	2,214				
	技	能		39,915	41,692	40,491	38,240	39,775				
	特	定	技能1号		1,621	15,663	49,666	130,915				
	特	定	技能2号		0	0	0	8				
	技	能	実習1号	イ	5,128	4,975	1,205	211	3,310			
	技	能	実習1号	ロ	138,249	164,408	74,476	24,005	161,683			
	技	能	実習2号	イ	3,712	4,268	4,490	2,818	878			
	技	能	実習2号	ロ	173,873	210,965	258,173	202,006	83,508			
	技	能	実習3号	イ	220	605	707	779	1,206			
	技	能	実習3号	ロ	7,178	25,751	39,149	46,304	74,355			
	文	化	活	動	2,825	3,013	1,280	821	2,400			
	留	学		337,000	345,791	280,901	207,830	300,638				
	研	修		1,443	1,177	174	145	497				
	家	族	滞	在	182,452	201,423	196,622	192,184	227,857			
特	定	活	動	62,956	65,187	103,422	124,056	83,380				
永	住	者		771,568	793,164	807,517	831,157	863,936				
日	本	人	の	配	偶	者	等	142,381	145,254	142,735	142,044	144,993
永	住	者	の	配	偶	者	等	37,998	41,517	42,905	44,522	46,999
定	住	者		192,014	204,787	201,329	198,966	206,938				
特	別	永	住	者		321,416	312,501	304,430	296,416	288,980		

(注) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

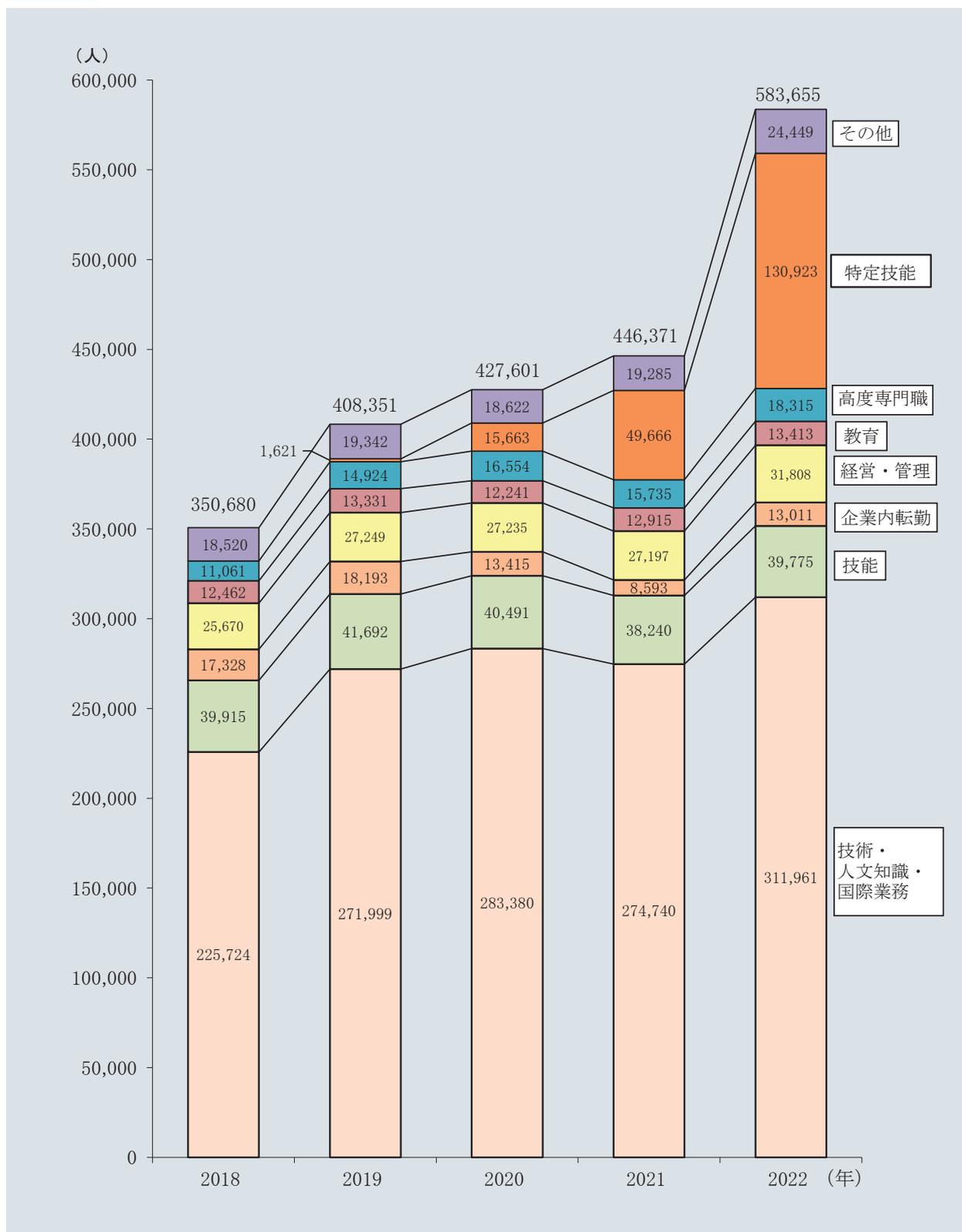
「永住者」については、2018年末から2022年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、2022年末には、2018年末と比べ9万2,368人（12.0%）増加している。

一方、特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少傾向にあり、2022年末では9.4%となっている。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

（2）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2022年末時点における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第1の1の表及び2の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による中長期在留者数は58万3,655人で、増加傾向が続いており、前年末と比べ13万7,284人（30.8%）増加している（[図表23](#)）。

図表23 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 法別表第1の1の表及び2の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
 (注2) 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」の合算である。
 (注3) 特定技能は、「特定技能1号及び2号」の合算である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

ア 「高度専門職」^(注1)

2022年末時点における「高度専門職」の在留資格による在留者数は1万8,315人で、前年末と比べ2,580人(16.4%)増加している。

イ 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

2022年末時点における一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は「技術・人文知識・国際業務」が31万1,961人、「企業内転勤」が1万3,011人で、前年末と比べ、それぞれ3万7,221人(13.5%)増加、4,418人(51.4%)増加している。

ウ 「技能」

2022年末時点における外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による中長期在留者数は3万9,775人で、前年末と比べ1,535人(4.0%)増加している。

エ 「特定技能」

2022年末時点における「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者数は13万915人で、2019年4月1日に新設されて以降、増加が顕著であり、前年末と比べ8万1,249人(163.6%)増加している。

2022年末時点における「特定技能2号」の在留資格による在留者数は8人で、前年末と比べ8人増加している。

(3) 「技能実習」^(注2)

2022年末時点における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は16万4,993人で、前年末と比べ14万777人(581.3%)増加している。

2022年末時点における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は8万4,386人で、前年末と比べ12万438人(58.8%)減少している。

2022年末時点における「技能実習3号」の在留資格による中長期在留者数は7万5,561人で、前年末と比べ2万8,478人(60.5%)増加している。

(4) 「留学」

2022年末時点における「留学」の在留資格による中長期在留者数は30万638人で、前年末と比べ9万2,808人(44.7%)増加している。

(5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人

2022年末時点における「日本人の配偶者等」の在留資格による在留者数は14万4,993人で、前年末と比べ2,949人(2.1%)増加している。

2022年末時点における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は20万6,938人で、前年末と比べ7,972人(4.0%)増加している。

(注1) 高度専門職は、「高度専門職1号イ、ロ、ハ及び2号」を合算した数である。

(注2) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ及びロ」を、「技能実習2号」は「技能実習2号イ及びロ」を、また、「技能実習3号」は「技能実習3号イ及びロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

2022年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は157万3,701件で、前年と比べ2万2,700件(1.5%)増加している(図表24)。

図表24 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		1,323,871	1,420,031	1,591,577	1,551,001	1,573,701
在留資格変更		325,149	269,153	392,415	367,189	359,755
在留期間更新		603,043	743,254	873,416	848,305	753,923
永住		31,451	32,150	29,747	36,691	37,992
特別永住		75	63	30	67	81
在留資格取得		13,188	14,469	15,720	15,867	14,245
再入国		37,030	38,232	28,738	41,660	50,629
資格外活動		313,935	322,710	251,511	241,222	357,076

(注1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数である。



在留審査窓口風景

1 在留資格の変更許可

2022年における在留資格変更許可件数は35万9,755件で、前年と比べ7,434件(2.0%)減少している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

2022年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は3万3,415人で、2021年と比べ4,441人(15.3%)増加している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が2万8,853人で最も多く、2021年と比べ3,992人（16.1%）増加している（[図表25](#)）。

図表25 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

在留資格	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	25,942	30,947	29,689	28,974	33,415
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		24,188	28,595	26,268	24,861	28,853
特 定 活 動		14	316	873	1,696	2,087
教 授		538	640	785	890	934
経 営 ・ 管 理		560	500	477	554	430
教 育		137	166	389	198	131
医 療		246	280	307	177	172
介 護		83	173	220	240	313
高 度 専 門 職		65	156	218	216	362
研 究		85	81	103	98	86
宗 教		15	10	11	19	11
芸 術		2	13	9	11	14
そ の 他		9	17	29	14	22

国籍・地域別に見ると、中国が1万182人と全体の30.5%を占め、次いでベトナム8,406人（25.2%）、ネパール5,769人（17.3%）の順となっている（[図表26](#)）。

図表26 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	25,942	30,947	29,689	28,974	33,415
中 国		10,886	11,580	10,933	9,331	10,182
ベ ト ナ ム		5,244	7,030	6,582	6,885	8,406
ネ パ ー ル		2,934	3,591	3,552	4,403	5,769
韓 国		1,575	1,663	1,376	1,117	1,212
ス リ ラ ン カ		432	704	1,145	1,477	1,347
台 湾		1,065	1,259	927	672	740
ミ ャ ン マ ー		348	593	672	614	719
イ ン ド ネ シ ア		362	469	540	608	672
バ ン グ ラ デ シ ュ		233	467	501	542	711
フ ィ リ ピ ン		319	447	458	411	501
そ の 他		2,544	3,144	3,003	2,914	3,156

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可

技能実習制度では、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、「技能実習2号」の在留資格が設けられている。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、2023年3月31日現在で、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等32職種の合計87職種となっている。

2022年における「技能実習2号」への在留資格変更許可数は2万3,621人で、前年と比べ4万3,380人(64.7%)減少している。

また、「技能実習2号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが1万7,497人と最も多く、全体の74.1%を占めている。以下、中国3,303人(14.0%)、ミャンマー945人(4.0%)、インドネシア756人(3.2%)、フィリピン429人(1.8%)の順となっている(図表27)。

さらに、「技能実習2号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として、「技能実習3号」が設けられており、優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている(対象となる技能等は2023年3月31日現在で、合計80職種)。

2022年における「技能実習3号」への在留資格変更許可数は3万8,310人で、前年と比べ1万1,422人(42.5%)増加している。

「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが2万2,292人と最も多く、全体の58.2%を占めている。以下、フィリピン4,750人(12.4%)、インドネシア3,822人(10.0%)、中国3,780人(9.9%)、タイ1,238人(3.2%)の順となっている(図表28)。

2022年度に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合、技能実習2号はそう菜製造業、耕種農業、介護が、技能実習3号は婦人子供服製造、とび、溶接が多い(図表29、30)。

図表27 国籍・地域別「技能実習2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	180,475	132,841	150,233	67,001	23,621
ベトナム		86,892	71,275	83,468	37,944	17,497
中国		46,325	27,440	26,137	8,495	3,303
ミャンマー		4,571	3,715	5,824	3,185	945
インドネシア		14,039	11,455	13,542	6,920	756
フィリピン		17,994	10,986	12,192	4,509	429
その他		10,654	7,970	9,070	5,948	691

(注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2) 2017年及び2018年の在留資格変更許可数には技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習2号」から新制度の「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けた者等も含まれる。

(注3) 2019年版に掲載されている数値は、(注2)を含まない数である。

(注4) 2020年～2022年版に掲載している図表「国籍・地域別「技能実習2号」への在留資格変更許可人員の推移」について、誤記がありましたので以下のとおり訂正します。

(正) 2018年 インドネシア：14,039 (誤) 2018年 インドネシア：17,994
2018年 フィリピン：17,994 (誤) 2018年 フィリピン：14,039

図表28 国籍・地域別「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	1,708	4,688	14,423	26,888	38,310
ベトナム		961	2,573	7,721	15,203	22,292
フィリピン		222	669	2,151	3,690	4,750
インドネシア		119	254	1,029	2,602	3,822
中国		243	631	1,928	2,493	3,780
タイ		49	156	335	761	1,238
その他		114	405	1,259	2,139	2,428

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 2019年版に掲載されている数値は、「技能実習2号」以外の在留資格から「技能実習3号」への在留資格変更許可件数を含まない数である。

図表29 職種別「第2号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職	種	2020年度	2021年度	2022年度
総	数	137,408	59,558	60,420
そう菜製	造	13,382	7,044	7,157
耕種農	業	9,308	5,356	5,281
介	護	5,272	4,282	3,268
プラスチック成	形	6,414	2,632	2,993
溶	接	7,969	2,791	2,987
と	び	9,765	3,351	2,649
非加熱性水産加工食品製造業		3,832	2,163	2,458
工業包	装	4,384	1,782	2,158
機械加	工	4,112	1,249	1,795
塗	装	4,659	1,672	1,710
そ	の	68,311	27,236	27,964

図表30 職種別「第3号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

(件)

職種	種数	2020年度	2021年度	2022年度
総	数	26,199	38,325	42,819
婦人子供服製造		2,343	2,922	4,591
とび		1,677	2,570	3,569
溶接		1,433	2,531	2,676
プラスチック成形		1,247	2,442	2,670
そう菜製造業		1,812	2,497	2,331
塗装		908	1,646	1,962
耕種農業		1,942	2,114	1,878
工業包装		874	1,338	1,669
鉄筋施工		1,000	1,424	1,367
建設機械施工		787	1,064	1,323
その他		12,176	17,777	18,783

(3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可

2022年における「特定技能1号」への在留資格変更許可数は8万1,991人で、前年と比べ4万2,987人(110.2%)増加している。

また、「特定技能1号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナムが5万6,313人と最も多く、全体の68.7%を占めている。以下、フィリピン6,255人(7.6%)、インドネシア6,178人(7.5%)、中国4,920人(6.0%)、ミャンマー3,705人(4.5%)の順となっている(図表31)。

2022年における「特定技能2号」への在留資格変更許可数は8人であった(図表32)。

図表31 国籍・地域別「特定技能1号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2019	2020	2021	2022
総	数	1,062	10,863	39,004	81,991
ベトナム		600	6,986	25,199	56,313
フィリピン		110	942	3,961	6,255
インドネシア		77	700	2,838	6,178
中国		95	1,039	2,823	4,920
ミャンマー		63	404	1,823	3,705
その他		117	792	2,360	4,620

(注) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表32 国籍・地域別「特定技能2号」への在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	2022
総	数	8
中	国	6
ベ	トナム	2

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

2 在留期間の更新許可

2022年における在留期間更新許可件数は75万3,923件で、前年と比べ9万4,382件（11.1%）減少している。

3 永住許可

2022年における永住許可件数は3万7,992件で、前年と比べ1,301件（3.5%）増加している（図表33）。

図表33 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	31,451	32,150	29,747	36,691	37,992
中	国	14,626	15,542	14,874	18,302	18,943
ブ	ラジ	2,255	2,318	2,112	2,551	2,824
フ	ィリ	3,077	2,998	2,580	2,888	2,760
韓	国	2,742	2,521	1,966	2,210	2,354
ベ	トナム	1,343	1,405	1,635	1,995	2,344
そ	の	7,408	7,366	6,580	8,745	8,767

(注1) 「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。

(注2) 本表には特別永住許可件数は含まない。

(注3) 2022年版に掲載している図表「国籍・地域別永住許可件数の推移」について、誤記がありましたので以下のとおり訂正します。

(正) 2021年 中国：18,302 (誤) 2021年 中国：19,426
 2021年 その他：8,745 2021年 その他：7,621

4 在留資格の取得許可

2022年における在留資格取得許可件数は1万4,245件で、前年と比べ1,622件（10.2%）減少している。

5 再入国許可

2022年における再入国許可件数は5万6,299件で、前年と比べ8,969件（21.5%）増加している。

6 資格外活動の許可

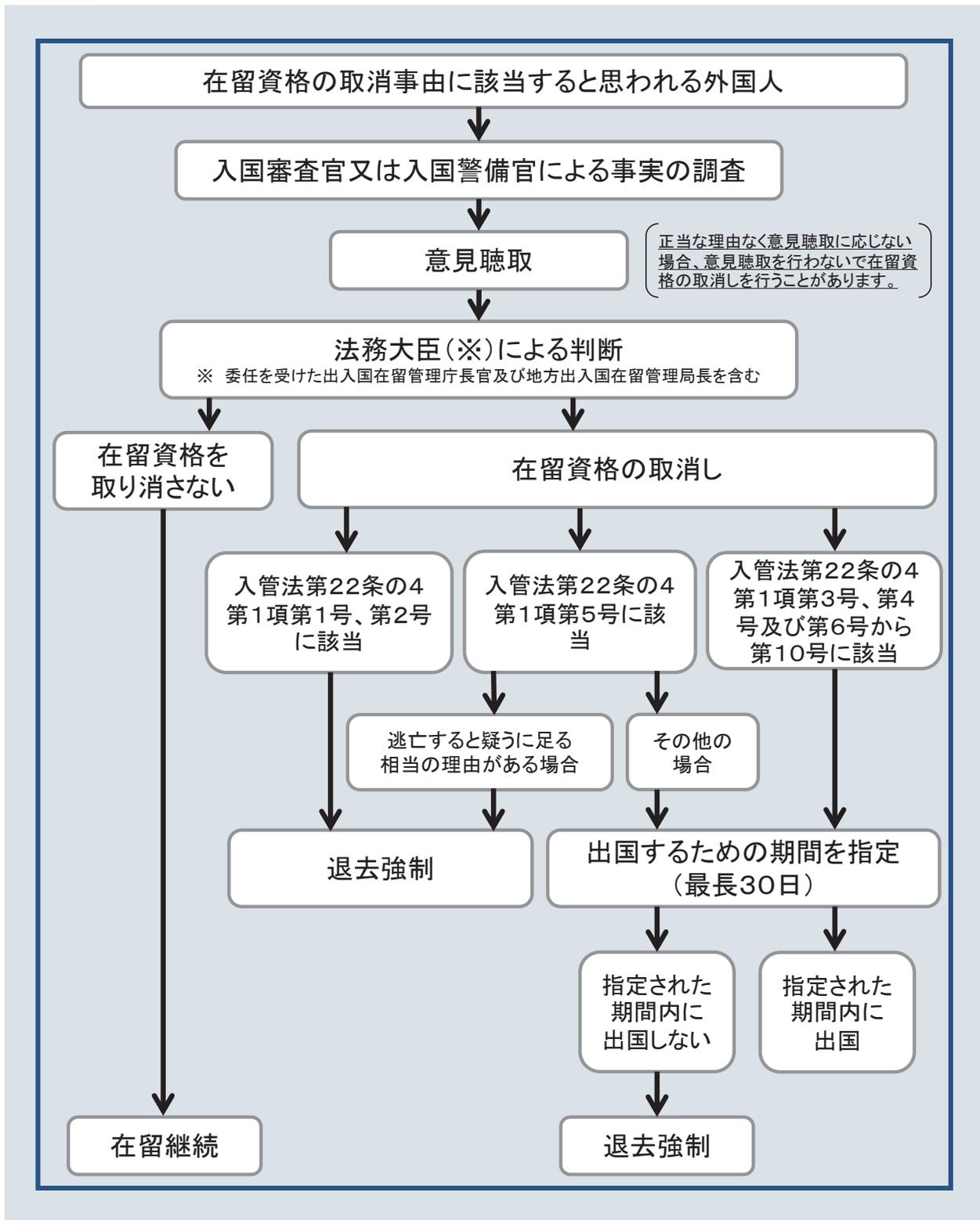
2022年における資格外活動許可件数は35万7,076件で、前年と比べ11万5,854件（48.0%）増加している。

第3節 在留資格取消手続の実施状況

1 制度の概要

在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、在留資格を取り消す制度である。在留資格を取り消す場合は、意見聴取の手続（入管法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかなきには、現に有する在留資格を取り消すことができる（[図表34](#)）。

図表34 在留資格取消手続の流れ



在留資格取消制度に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/torikeshi_00002.html)

2 手続の状況

2022年の在留資格取消件数は1,125件であり、2021年の800件と比べると40.6%の増加となった。

在留資格別にみると、「技能実習2号口」が847件（75.3%）と最も多く、次いで、「留学」が163件（14.5%）、「技能実習3号口」が44件（3.9%）となっている（[図表35](#)）。

国籍・地域別にみると、ベトナムが804件（71.5%）と最も多く、次いで、中国^(注)が146件（13%）、カンボジアが53件（4.7%）となっている（[図表36](#)）。

取消事由別にみると、第6号が917件（81.5%）と最も多く、次いで、第5号が161件（14.3%）、第2号が28件（2.5%）となっている（[図表37](#)）。

図表35 在留資格別の在留資格取消件数の推移

(件)

在留資格	年	2018	2019	2020	2021	2022
技術・人文知識・国際業務		69	51	29	11	23
技能実習1号口		25	60	117	54	8
技能実習2号口		127	272	427	517	847
技能実習3号口		1	2	17	10	44
留学		412	427	524	157	163
日本人の配偶者等		80	51	28	18	14
その他		118	130	68	33	26
総数		832	993	1,210	800	1,125

図表36 国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格（2022年）

(件)

在留資格 国籍・地域	技術・ 人文知識・ 国際業務	技能実習 1号口	技能実習 2号口	技能実習 3号口	留学	日本人の 配偶者等	その他	総数
ベトナム	7	6	656	31	93	2	9	804
中国 ^(注)	10	1	102	6	15	3	9	146
カンボジア	-	1	46	6	-	-	-	53
ネパール	3	-	1	-	41	1	2	48
インドネシア	1	-	16	-	3	1	1	22
その他	2	-	26	1	11	7	5	52
総数	23	8	847	44	163	14	26	1,125

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表37 取消事由別の在留資格取消しを行った在留資格（2022年）

(件)

在留資格 取消事由	技術・ 人文知識・ 国際業務	技能実習 1号口	技能実習 2号口	技能実習 3号口	留学	日本人の 配偶者等	その他	総数
第1号	3	-	-	-	-	-	4	7
第2号	10	-	-	-	1	11	6	28
第3号	6	-	-	-	-	-	3	9
第5号	1	3	60	2	92	-	3	161
第6号	3	5	787	42	70	-	10	917
第7号	-	-	-	-	-	3	-	3
総数	23	8	847	44	163	14	26	1,125

第4節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1 在留カード

2022年における在留カードの交付件数は176万8,962件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが159万7,022件であり、全体の90.3%を占めており、以下、有効期間更新によるものが12万2,892件（6.9%）、再交付申請によるものが4万4,687件（2.5%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,359件（0.2%）の順となっている。

また、地方出入国在留管理局管内別に見ると、東京局が99万4,127件であり、全体の56.2%を占めており、以下、名古屋局26万7,270件（15.1%）、大阪局26万3,791件（14.9%）、福岡局11万9,017件（6.7%）の順となっている（図表38）。

図表38 在留カード交付件数（2022年）

(件)

地方出入国在留管理局管内	総数	上陸・在留資格 関係許可	住居地以外の 記載事項変更 届出	有効期間更新	再交付申請	その他
総数	1,768,962	1,597,022	4,359	122,892	44,687	2
札幌	21,827	20,056	44	1,231	496	0
仙台	29,174	25,813	79	2,683	599	0
東京	994,127	902,841	2,316	64,270	24,699	1
名古屋	267,270	233,747	1,199	25,434	6,889	1
大阪	263,791	236,648	344	18,954	7,845	0
広島	52,311	47,376	160	3,522	1,253	0
高松	21,445	19,779	45	1,262	359	0
福岡	119,017	110,762	172	5,536	2,547	0

2 特別永住者証明書

2022年における特別永住者証明書の交付件数は5万755件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが4万6,774件で、全体の92.2%を占めており、以下、再交付申請によるものが3,031件（6.0%）、特別永住許可（第4条）によるものが442件（0.9%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが411件（0.8%）の順となっている（[図表39](#)）。

図表39 特別永住者証明書交付件数（2022年）

（件）

総数	特別永住許可 （第4条）	特別永住許可 （第5条）	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付 申請	その他
50,755	442	81	411	46,774	3,031	16

第4章 技能実習制度・特定技能制度の実施状況

第1節 技能実習制度の実施状況

1 概要

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

1993年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、2009年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が2016年11月18日に成立し、同月28日に公布され、2017年11月1日に施行されている。

技能実習法に基づく新たな取組は以下のとおり。

- 技能実習計画の認定制
- 監理団体の許可制
- 外国人技能実習機構の設立
- 外国人技能実習機構に母国語相談窓口を設置
- 優良な監理団体等の受入れ期間の延長（技能実習3号）
- 事業協議会・地域協議会の設置・開催
- 二国間取決めの締結

技能実習制度紹介動画

(<https://youtu.be/XuvcuUfcQIY>)

2 監理団体の許可申請及び処理

(1) 監理団体の許可申請

2017年11月1日から、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、監理団体となる法人は、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）による監理団体の許可を受けることが必要となった。2022年度の監理団体の新規許可申請件数は205件となっている（[図表40](#)）。

(2) 監理団体の許可件数

2022年度の監理団体の新規許可件数は223件であり、2023年3月30日現在の監理団体数は、3,632団体で、うち一般監理事業に係る許可を受けているものが1,909団体、特定監理事業に係る許可を受けているものが1,723団体である。

図表40 監理団体の許可申請及び許可件数の推移

(件)

年度	2020	2021	2022
申請件数	401	269	205
許可件数	434	277	223

(注) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

3 技能実習計画の認定申請及び処理

(1) 技能実習計画の認定申請

2017年11月1日から、実習実施者が技能実習生を受け入れるためには、当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。2022年度の技能実習計画の認定申請件数は29万5,215件となっており、そのうち、企業単独型技能実習計画に係る申請は5,381件、団体監理型技能実習計画に係る申請は28万9,834件となっている（[図表41](#)）。

(2) 技能実習計画の認定件数

2022年度の技能実習計画の認定件数は24万6,260件となっており、企業単独型技能実習計画に係る認定件数は4,483件、団体監理型技能実習計画に係る認定件数は24万1,777件となっている（[図表41](#)）。

図表41 技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

(件)

年度	2020	2021	2022	
申請件数	企業単独型	4,442	2,764	5,381
	団体監理型	237,510	172,870	289,834
	合計	241,952	175,634	295,215
認定件数	企業単独型	4,710	2,721	4,483
	団体監理型	251,698	168,666	241,777
	合計	256,408	171,387	246,260

(注) 申請に対する処理が年度をまたぐことがあるため、各年度の許可件数は各年度の申請数の内数にはならない。

4 不適正な事案等への対処

技能実習制度においては、外国人技能実習機構が実地検査を実施し、監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし、当該事業所名等を公表することとしている。

許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか、その後5年間、新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2022年度中には、外国人技能実習機構において、実習実施者2万2,025者、監理団体4,634団体に対して実地検査を実施した（[図表42](#)）ほか、主務大臣等において、114者について技能実習計画の認定を取り消し、12団体の監理団体の許可を取り消している（[図表43](#)）。

また、技能実習生の失踪者は、2022年は9,006人と、2021年の7,167人から増加している（[図表44](#)）。

図表42 実地検査の件数の推移

(件)

年度	2020	2021	2022
実習実施者数	17,308	24,105	22,025
監理団体数	3,363	4,162	4,634

図表43 行政処分等の件数の推移

(件)

年度	2020	2021	2022
実習実施者数			
技能実習計画の認定取消し	77	177	114
改善命令	6	6	0
監理団体数			
監理団体許可の取消し	13	13	12
改善命令	2	10	15

図表44 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベトナム		5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中国		1,537	1,330	964	896	922
カンボジア		758	462	494	667	829
ミャンマー		345	347	250	447	607
インドネシア		339	307	240	208	367
その他		272	245	196	177	265

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

5 技能実習生の保護

外国人技能実習機構においては、技能実習生のための通報・相談窓口（電話、電子メール及び書信）の整備を行い、技能実習生からの各種相談対応を行っており、2021年4月21日に暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口）を開設したほか、2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始し、技能実習生の保護に努めている。

また、実習実施者の事業上の問題や人権侵害行為等の諸事情により、技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能であるところ、外国人技能実習機構においては、技能実習生からの相談対応や、監理団体向け実習先変更支援サイトの設立等による転籍先の紹介を実施しているほか、監理団体等が確保する宿泊施設に滞在することが困難となった技能実習生に対する一時宿泊施設の提供等、各種支援を実施している。

これらの取組について、外国人技能実習機構では、2022年度中に、1万7,332件の母国語相談、125件の申告を受け付けており、また、52件の実習先変更支援、138件（2018年4月から2023年3月末累計）の宿泊支援を実施している。

新たに日本に入国する技能実習生に対しては、上記相談・支援の窓口や日本で生活する上で役立つ情報等をまとめた技能実習生手帳を上陸許可時に入国審査官から配布しており、2021年7月から、この技能実習生手帳をスマートフォン向けにアプリ化して公開している（いずれもベトナム語、中国語など9か国語に対応）。

第2節 特定技能制度の実施状況

1 概要

2018年12月8日、第197回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、2019年4月1日から運用が開始された。

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

2 特定技能外国人の受入れ状況

2023年6月末現在（速報値）では、特定技能外国人数は17万3,101人（うち特定技能1号は17万3,089人、特定技能2号は12人）であり、上位5位までの分野を見ると、飲食料品製造業5万3,282人、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業3万5,641人、介護2万1,915人、農業2万882人、建設1万8,441人の順となっている。

また、制度開始から2023年6月末までの間における特定技能に係る在留資格認定証明書交付件数が5万4,778件、在留資格変更許可件数が17万7,775件、登録支援機関類型別登録件数が8,451件となっている。

特定技能外国人数について、2022年12月末時点（13万923人）と2023年6月末現在（17万3,101人）を比較すると32.2%増加しており、今後も着実に増加していくものと考えられる。

3 登録支援機関の登録状況

登録支援機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受け、1号特定技能外国人の受入れ機関からの委託を受けて1号特定技能外国人の支援を行う機関である。登録支援機関は2023年6月末現在で8,404機関が登録されており、機関の類型別に見ると会社（株式会社、合同会社等）55.0%、中小企業事業協同組合25.6%、行政書士（個人）6.9%、一般社団法人2.5%、社会保険労務士（個人）1.1%、その他8.9%の順となっている。

4 特定技能試験等の実施状況

出入国在留管理庁は、分野所管省庁と連携し、国内外において試験実施を促進しており、2023年6月末現在、全12分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業）の試験が国内及び海外12か国（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、スリランカ、インド、ウズベキスタン及びバングラデシュ）で実施済みとなっている。

また、技能試験の合格者数についても順調に増加し、2023年6月末現在で18万472人（速報値）に上っている。

今後も国内外における試験の実施地や実施回数の拡大、送出手続の整備に向けた働きかけの実施、各分野の実情を踏まえたマッチング支援を推進するなどして、特定技能外国人の円滑な受入れを促進していくこととしている。

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

出入国在留管理庁の電算統計に基づく推計では、2023年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は7万491人であり、前年1月1日時点の6万6,759人と比べ3,732人（5.6%）増加した。

増加要因として、2020年2月以降、新型コロナウイルスの影響により、外国人新規入国者が大幅に減少していたところ、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しをはじめとする水際対策の段階的な緩和により、新規入国者数が増加したことが考えられる。

さらに、2020年から行われてきた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による帰国困難者に対する在留資格上の特例措置が終了したことも要因の一つと考えられる。

1 国籍・地域別

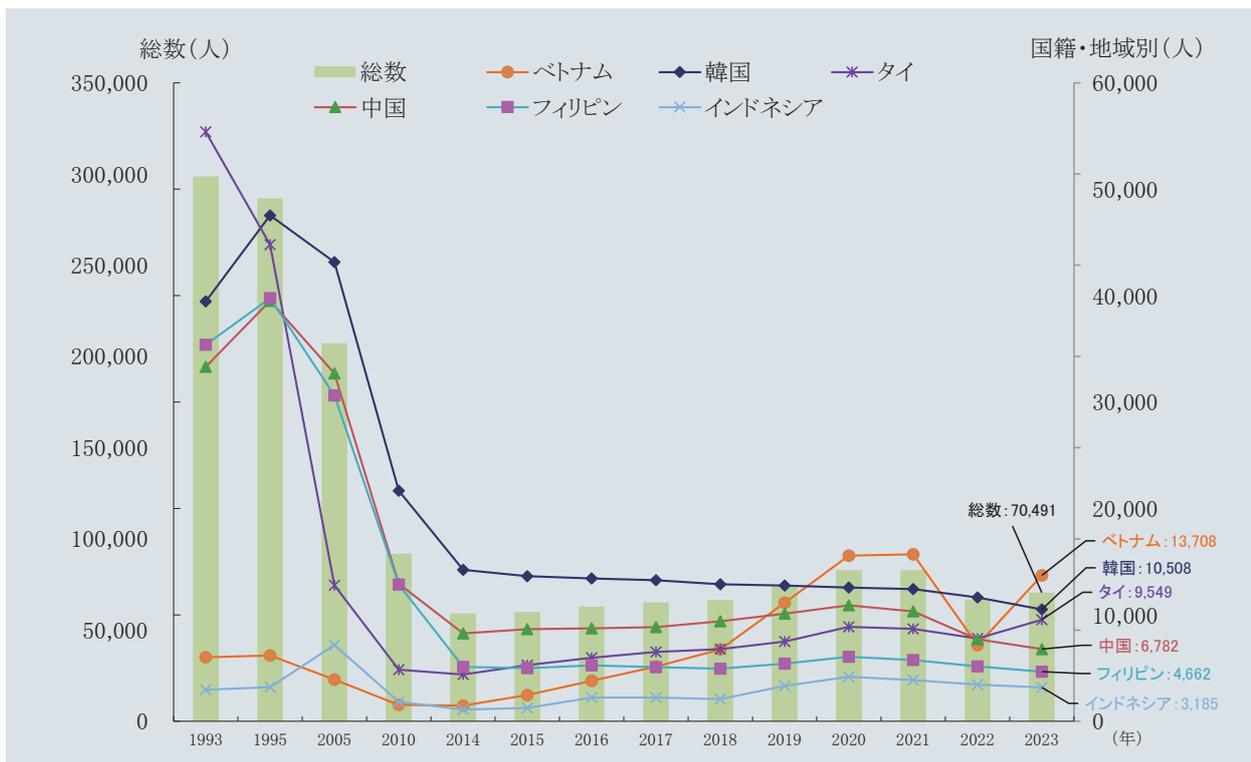
2023年1月1日現在の不法残留者数を、国籍・地域別に見ると、ベトナムが1万3,708人と最も多く、不法残留者数全体の19.4%を占めている。以下、韓国1万508人（14.9%）、タイ9,549人（13.5%）、中国6,782人（9.6%）、フィリピン4,662人（6.6%）と続いている。また、上位3か国・地域の傾向を見ると、2013年以降増加傾向にあったベトナムは2022年1月1日時点で、7,148人（対前年増減率54.4%減）と大幅に減少していたが、2023年1月1日現在で、1万3,708人（同91.8%増）と大幅な増加に転じた。韓国は1995年以降一貫して減少傾向にある。タイは2013年の査証発給の緩和措置等の影響により増加傾向だったところ、2020年1月1日時点から減少に転じていたが、2023年1月1日現在から再度増加に転じている。（[図表45、46](#)）。

図表45 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

国籍・地域	年月日	2019年 1月1日時点	2020年 1月1日時点	2021年 1月1日時点	2022年 1月1日時点	2023年 1月1日現在
総数		74,167	82,892	82,868	66,759	70,491
ベトナム		11,131	15,561	15,689	7,148	13,708
韓国		12,766	12,563	12,433	11,631	10,508
タイ		7,480	8,872	8,691	7,783	9,549
中国		10,119	10,902	10,335	7,716	6,782
フィリピン		5,417	6,061	5,761	5,148	4,662
インドネシア		3,323	4,180	3,869	3,450	3,185
台湾		3,747	3,730	3,724	3,319	2,873
スリランカ		861	1,112	1,287	1,316	1,595
マレーシア		1,808	1,846	1,826	1,693	1,474
カンボジア		65	121	266	491	1,185
その他		17,450	17,944	18,987	17,064	14,970

図表46 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(注) 1993年及び1995年は5月1日時点、それ以外は各年1月1日時点の不法在留者数を表したものである。

2 在留資格別

2023年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、上位の在留資格に変化はなく前年1月1日時点に引き続き「短期滞在」が4万6,590人と最も多く、全体の66.1%を占めており、以下、「特定活動」6,215人（8.8%）、「技能実習2号口」4,658人（6.6%）、「技能実習1号口」3,072人（4.4%）、「留学」2,465人（3.5%）、「日本人の配偶者等」1,937人（2.7%）となっている。前年に比べ特に増加しているのは、「短期滞在」が3,324人（対前年増加率7.7%）増加、「特定活動」が910人（同17.2%）増加となっているところ、これらは、2022年3月以降、外国人の新規入国制限の見直しをはじめとする水際対策の段階的な緩和により、新規入国者数が増加したことが考えられる。

さらに、2020年から行われてきた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による帰国困難者に対する在留資格上の特例措置が終了したことも要因の一つと考えられる。（[図表47](#)）。

図表47 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	2019年 1月1日	2020年 1月1日	2021年 1月1日	2022年 1月1日	2023年 1月1日
総数		74,167	82,892	82,868	66,759	70,491
短期滞在		47,399	51,239	50,092	43,266	46,590
特定活動		4,224	5,688	5,904	5,305	6,215
技能実習2号口		5,318	7,048	7,229	4,346	4,658
技能実習1号口		4,015	5,309	5,722	3,230	3,072
留学		4,708	5,543	5,041	2,436	2,465
日本人の配偶者等		2,946	2,687	2,608	2,300	1,937
その他		5,557	5,378	6,272	5,876	5,554

(注1) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（2010年7月1日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

(注2) 2020年～2022年版に掲載している図表「在留資格別不法残留者数の推移」の在留資格「その他」について、誤記がありましたので以下のとおり訂正します。

(正) 2014年1月1日：6,667
2015年1月1日：6,136
2016年1月1日：6,000
2017年1月1日：5,610
2018年1月1日：5,546
2019年1月1日：5,557

(誤) 2014年1月1日：8,374
2015年1月1日：7,772
2016年1月1日：7,633
2017年1月1日：7,520
2018年1月1日：7,832
2019年1月1日：9,781

第2節 退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件

1 概要

2022年中に退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った入管法違反者は1万300人で、2021年と比べ7,712人（42.8%）減少した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は3,877人であった。新型コロナウイルス感染症発生以前は増加傾向にあった入管法違反者は、同感染症の影響もあり、2020年は減少に転じたが、2021年は、不法滞在者に係る情報収集・分析を強化し、感染防止対策を講じながら、取締りを図るとともに、帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めたことで再び増加に転じた。2022年は、2021年と比較し、退去強制手続等を執った者が大きく減少しているが、これは帰国を希望して自ら出頭した入管法違反者が減少したことが要因の一つとして考えられる。

退去強制事由別に見ると、不法残留9,137人（88.7%）、刑罰法令違反527人（5.1%）、不法入国176人（1.7%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（図表48）。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,568人（34.6%）と最も多く、次いで、中国1,967人（19.1%）、タイ868人（8.4%）の順となっており、これら上位3か国で全体の62.2%を占めている（図表49）。

図表48 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		16,269	19,386	15,875	18,012	10,300
不法入国		409	349	225	182	176
不法上陸		140	134	56	50	69
資格外活動		476	255	96	37	44
不法残留		14,353	17,627	14,465	16,638	9,137
刑罰法令違反		460	448	504	574	527
その他		431	573	529	531	347
不法就労者		10,086	12,816	10,993	13,255	6,355

図表49 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		16,269	19,386	15,875	18,012	10,300
ベトナム		4,395	6,549	6,286	9,668	3,568
中国		4,185	4,256	3,127	2,915	1,967
タイ		2,101	2,295	1,410	1,064	868
フィリピン		1,692	1,566	1,225	804	785
インドネシア		850	1,246	1,059	728	585
カンボジア		58	69	94	111	297
ネパール		374	598	490	499	289
スリランカ		150	296	170	274	277
トルコ		209	271	237	408	270
ブラジル		275	285	316	216	213
その他		1,980	1,955	1,461	1,325	1,181

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

2 退去強制事由別

(1) 不法入国

2022年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注)は176人(1.7%)であり、2021年と比べ6人(3.3%)減少した。過去の推移を見ると、2003年以降、増加傾向にあったものの、2006年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、フィリピンが53人(30.1%)で最も多く、次いで、中国30人(17.0%)、韓国14人(8.0%)の順となっている(図表50)。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が143人であり、2021年と比べ2人(1.4%)増加し、依然として航空機による不法入国が81.3%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は33人(18.8%)であり、2021年と比べ8人(19.5%)減少した(図表51、52)。

図表50 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	409	349	225	182	176
フ	イ	128	90	82	57	53
イ	リ					
ピ	ン					
中	国	99	87	43	46	30
韓	国	32	26	19	24	14
タ	イ	23	13	13	4	10
ペ	ル	10	10	2	10	10
イ	ラ	16	18	8	3	9
ン						
ス	リ	11	11	6	6	7
ラ	ン					
カ						
ア	メ	4	5	4	1	6
リ	カ					
コ	ロ	3	3	10	2	6
ン	ビ					
ア	ア	0	0	0	0	5
フ	ガ					
ニ	ス					
ス	タ					
ン						
そ	の	83	86	38	29	26
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表51 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	332	282	198	141	143
フ	イ	122	86	80	56	47
イ	リ					
ピ	ン					
中	国	52	50	30	22	12
韓	国	13	12	12	10	10
ペ	ル	10	10	2	10	10
タ	イ	22	11	12	4	9
そ	の	113	113	62	39	55
他						

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表52 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	77	67	27	41	33
中	国	47	37	13	24	18
フ	イ	6	4	2	1	6
リ	ピ					
ン						
韓	国	19	14	7	14	4
台	湾	0	0	0	0	1
イ	ラ	0	1	1	0	1
ン						
タ	イ	1	2	1	0	1
ミ	ャ	0	0	0	1	1
ン	マ					
マ	ー					
ロ	シ	2	4	1	0	1
ア						
そ	の	2	5	2	1	0
他						

(注) 表中「中国」には、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 不法上陸

2022年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は69人（0.7%）であり、2021年と比べ19人（38.0%）増加した（図表53）。

図表53 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	140	134	56	50	69
ロ	シ	20	9	12	19	19
ア						
ト	ル	33	22	11	1	16
コ						
米	国	13	22	6	9	8
タ	イ	1	4	1	2	3
イ	ン	4	0	0	2	3
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
そ	の	69	77	26	17	20
他						

(3) 不法残留

2022年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法残留者は9,137人（88.7%）であり、2021年と比べ7,501人（45.1%）減少したが、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが3,236人（35.4%）と最も多く、次いで、中国1,773人（19.4%）、タイ836人（9.1%）、フィリピン650人（7.1%）、インドネシア573人（6.3%）の順となっている（図表54）。

図表54 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	14,353	17,627	14,465	16,638	9,137
ベトナム		3,951	6,156	5,956	9,232	3,236
中国		3,819	3,878	2,857	2,690	1,773
タイ		2,018	2,259	1,375	1,033	836
フィリピン		1,401	1,344	1,018	646	650
インドネシア		806	1,208	1,046	717	573
カンボジア		31	40	62	92	284
ネパール		335	531	444	465	278
トルコ		170	238	222	402	247
スリランカ		102	250	145	248	244
韓国		269	274	201	169	142
その他		1,451	1,449	1,139	944	874

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2022年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は44人（0.4%）であり、2021年と比べ7人（18.9%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが27人（61.4%）と最も多く、次いで、中国7人（15.9%）、フィリピン7人（15.9%）となっており、これら上位3か国で全体の93.2%を占めている（[図表55](#)）。

図表55 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	476	255	96	37	44
ベトナム		234	134	45	17	27
中国		47	21	2	3	7
フィリピン		39	18	18	7	7
インドネシア		18	22	0	0	1
スリランカ		8	7	1	0	1
ラオス		0	0	0	0	1
その他		130	53	30	10	0

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

3 不法就労事件

(1) 概況

2022年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は6,355人（61.7%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生しており、出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として44か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,522人（39.7%）で最も多く、次いで、中国1,360人（21.4%）、タイ751人（11.8%）、インドネシア535人（8.4%）、フィリピン442人（7.0%）の順となっており、これら上位5か国で全体の88.3%を占めている（[図表56](#)）。

図表56 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	10,086	12,816	10,993	13,255	6,355
	男	6,754	8,903	7,923	9,634	4,664
	女	3,332	3,913	3,070	3,621	1,691
ベトナム		3,035	4,941	4,943	7,845	2,522
	男	2,259	3,766	3,801	5,893	2,101
	女	776	1,175	1,142	1,952	421
中国		3,112	3,155	2,361	2,425	1,360
	男	2,170	2,188	1,693	1,745	909
	女	942	967	668	680	451
タイ		1,868	2,047	1,254	975	751
	男	903	1,035	631	513	392
	女	965	1,012	623	462	359
インドネシア		594	1,014	933	678	535
	男	498	827	780	555	451
	女	96	187	153	123	84
フィリピン		660	764	649	480	442
	男	369	398	331	264	232
	女	291	366	318	216	210
カンボジア		33	31	51	66	142
	男	14	25	35	52	113
	女	19	6	16	14	29
ネパール		71	111	162	176	103
	男	52	92	126	138	78
	女	19	19	36	38	25
スリランカ		42	87	71	98	93
	男	41	81	65	96	92
	女	1	6	6	2	1
韓国		169	163	109	118	91
	男	69	76	56	42	40
	女	100	87	53	76	51
モンゴル		117	91	65	90	65
	男	70	61	53	63	41
	女	47	30	12	27	24
その他		385	412	395	304	251
	男	309	354	352	273	215
	女	76	58	43	31	36

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(3) 性別

不法就労者の性別構成は、男性が4,664人（73.4%）、女性が1,691人（26.6%）である。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が1,826人（28.7%）と最も多く、次いで、建設作業員1,764人（27.8%）、工員796人（12.5%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が最も多く、次いで、農業従事者、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いで、工員、飲食関連以外のサービス業従事者の順となっている（図表57）。

図表57 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	10,086	12,816	10,993	13,255	6,355
	男	6,754	8,903	7,923	9,634	4,664
	女	3,332	3,913	3,070	3,621	1,691
農 業 従 事 者		2,504	2,904	2,463	3,154	1,826
	男	1,480	1,646	1,575	1,900	1,164
	女	1,024	1,258	888	1,254	662
建 設 作 業 者		1,835	2,569	2,272	3,294	1,764
	男	1,818	2,550	2,241	3,265	1,749
	女	17	19	31	29	15
工 員		1,875	2,454	2,033	2,531	796
	男	1,236	1,686	1,378	1,672	543
	女	639	768	655	859	253
そ の 他 の 労 務 作 業 者		998	1,380	1,156	1,287	484
	男	794	1,089	862	1,003	391
	女	204	291	294	284	93
飲 食 関 連 以 外 の サ ー ビ ス 業 従 事 者		589	647	493	697	329
	男	213	268	226	358	132
	女	376	379	267	339	197
飲 食 関 連 サ ー ビ ス 業 従 事 者		275	292	215	266	94
	男	124	129	114	124	39
	女	151	163	101	142	55
そ の 他		2,010	2,570	2,361	2,026	1,062
	男	1,089	1,535	1,527	1,312	646
	女	921	1,035	834	714	416

(5) 稼働場所（都道府県）別

47都道府県全てにおいて不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、茨城県が1,283人（20.2%）と最も多く、次いで、千葉県890人（14.0%）、愛知県701人（11.0%）、埼玉県558人（8.8%）、群馬県536人（8.4%）の順となっている（図表58）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）

で4,303人（67.7%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,088人（17.1%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の84.8%（5,391人）と高い割合を占めている。

図表58 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	2018	2019	2020	2021	2022		
総	数	10,086	12,816	10,993	13,255	6,355		
茨	城	県	1,975	2,126	1,512	1,973	1,283	
千	葉	県	1,666	1,878	1,488	2,064	890	
愛	知	県	912	1,606	1,452	1,265	701	
埼	玉	県	860	1,290	1,290	1,632	558	
群	馬	県	456	826	851	1,439	536	
東	京	都	1,437	1,551	1,428	1,287	529	
大	阪	府	317	464	459	587	283	
神	奈	川	県	556	625	534	566	269
栃	木	県	274	305	287	477	238	
兵	庫	県	209	297	230	258	143	
そ	の	他	1,424	1,848	1,462	1,707	925	

4 違反審判の概況

（1）事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の3段階の仕組みとなっている。



違反審判風景

2022年における違反審査の受理件数は1万1,105件であり、2021年と比べ9,097件（45.0%）減少している（[図表59](#)）。

図表59 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

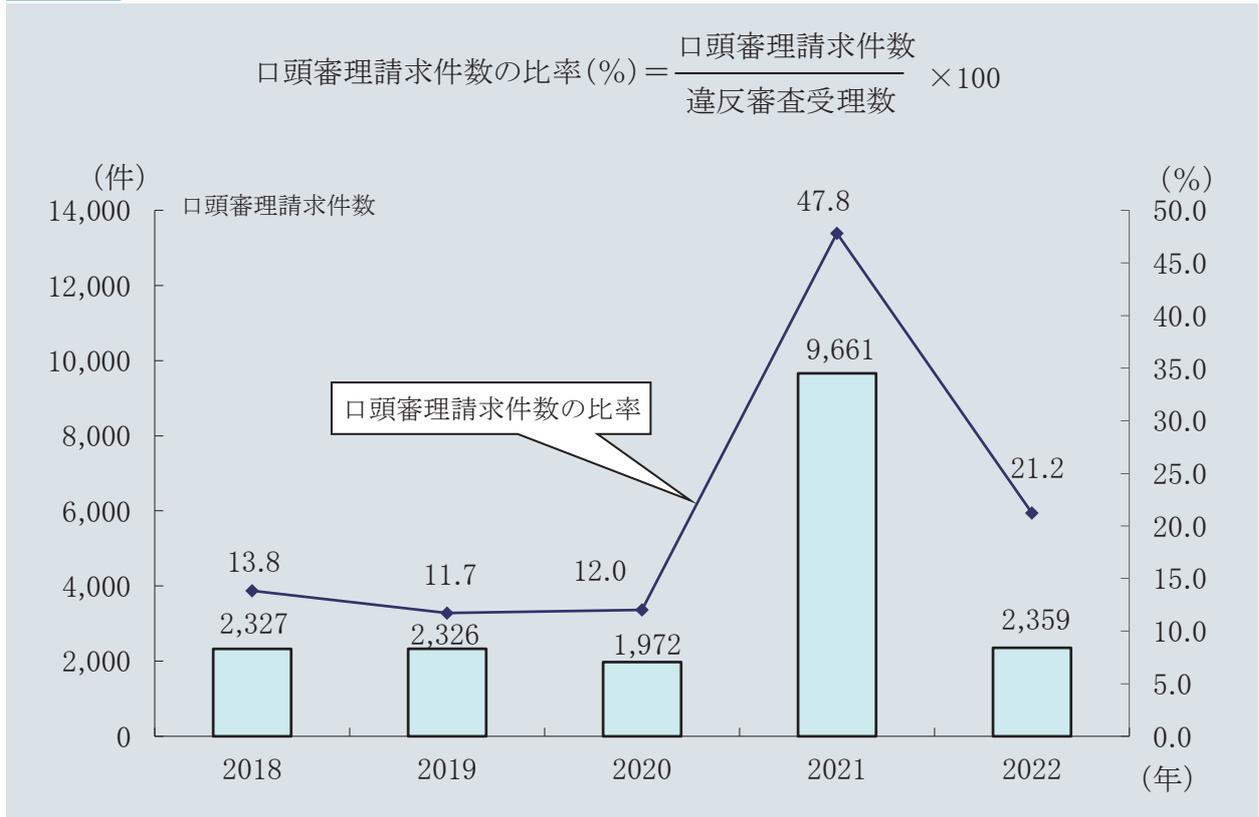
(件)

区分		年	2018	2019	2020	2021	2022
違反 審査	受	理	16,827 (402)	19,853 (370)	16,410 (393)	20,202 (1,983)	11,105 (563)
	既 済	非 該 当	1	—	2	2	1
		退去強制令書発付	7,736	8,306	5,372	5,081	4,168
		口頭審理請求	2,327	2,326	1,972	9,661	2,359
		出国命令書交付	6,223	8,702	6,898	4,410	3,881
	未 済、そ の 他		540	519	2,166	1,048	696
口頭 審理	受	理	2,946 (547)	3,040 (651)	2,631 (616)	10,433 (691)	3,004 (597)
	既 済	非 該 当	—	—	1	—	—
		退去強制令書発付	114	95	60	81	42
		異 議 申 出	2,128	2,256	1,832	9,697	2,644
		出国命令書交付	—	—	—	—	—
	未 済、そ の 他		704	689	738	655	318
裁 決	受	理	2,966 (822)	2,819 (544)	2,368 (518)	10,126 (371)	3,570 (889)
	既 済	理 由 あ り	—	—	—	—	—
		理 由 な し	2,331	2,211	1,916	9,174	2,403
		出国命令書交付	—	—	—	—	—
	未 済、そ の 他		635	608	452	952	1,167

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、2022年における違反審査後の口頭審理請求件数は2,359件で、違反審査受理数の21.2%に当たり、2021年と比べ7,302件（75.6%）減少している（[図表59、60](#)）。

図表60 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、2022年は2,644件で、2021年と比べ7,053件（72.7%）減少している（図表59）。

（2）退去強制令書の発付

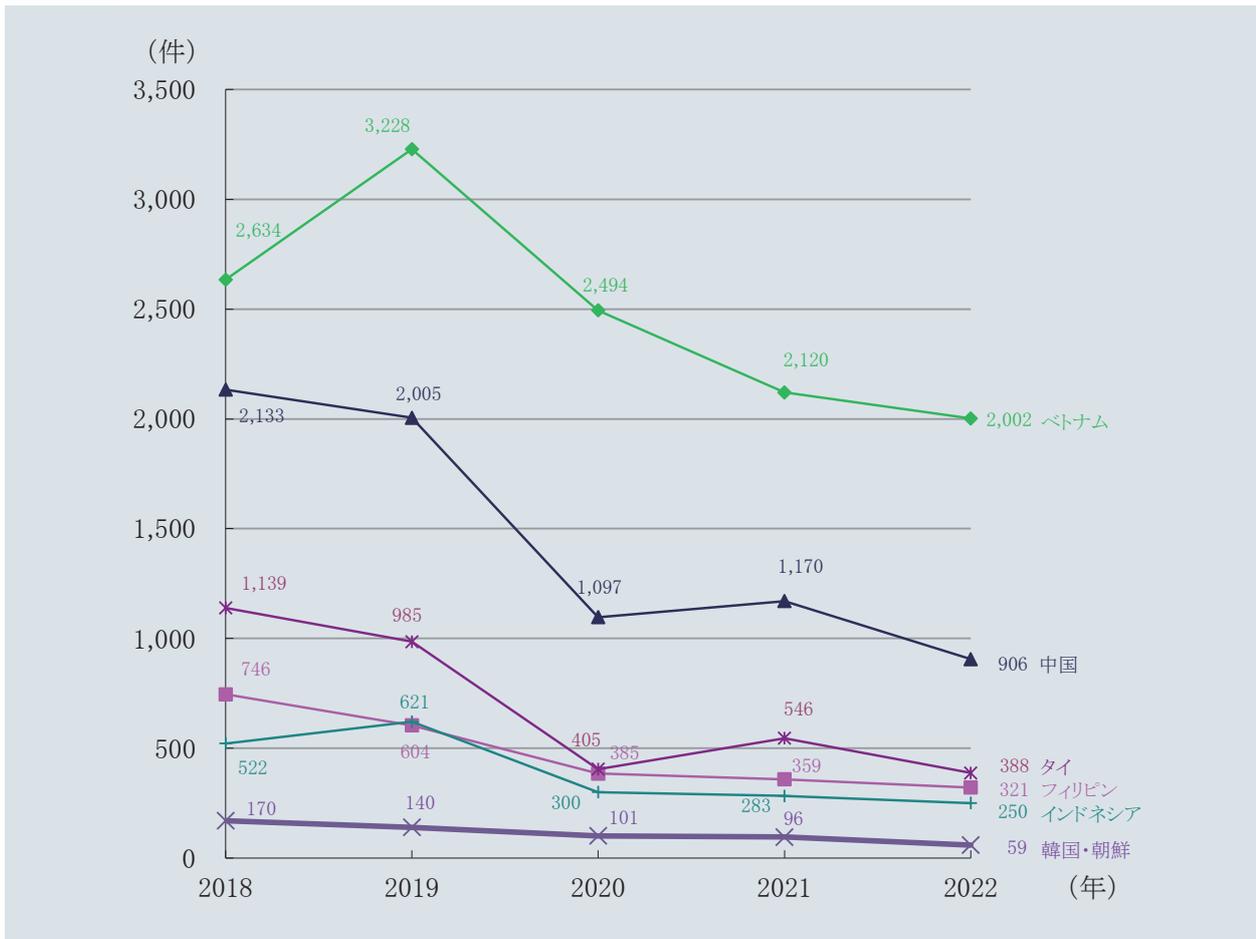
2022年における退去強制令書の発付件数は5,134件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が3,968件で、全体に占める割合は77.3%、不法入国が118件で、全体に占める割合は2.3%となっている（図表61）。

図表61 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

退去強制事由	年	(件)				
		2018	2019	2020	2021	2022
総数		8,865	9,218	5,903	5,566	5,134
不法残留		6,658	7,434	4,604	4,006	3,968
不法入国		365	256	132	130	118
不法上陸		93	127	41	43	43
資格外活動		480	254	96	33	43
刑罰法令違反		426	147	154	504	444
その他		843	1,000	876	850	518

また、国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,002件で最も多く、全体の39.0%を占めており、次いで中国906件（17.6%）、タイ388件（7.6%）の順となっている（図表62）。

図表62 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

2022年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は2,226件で、2021年と比べて1,280件（36.5%）減少し、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は2,638件で、2021年と比べ1,637件（38.3%）減少した（図表63）。

図表63 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年	2018	2019	2020	2021	2022
収容令書によるもの		812	1,052	3,375	3,506	2,226
退去強制令書によるもの		523	725	3,013	4,275	2,638

(4) 在留特別許可

2022年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,525件であり、2021年と比べ7,268件（82.7%）減少した。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、2022年は不法残留が1,089件（71.4%）、不法入国・不法上陸が105件（6.9%）となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の78.3%を占めている（図表64）。

図表64 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	1,371	1,448	1,478	8,793	1,525
不法残留		970	1,051	1,142	8,271	1,089
不法入国・不法上陸		143	128	104	132	105
刑罰法令違反等		258	269	232	390	331

2022年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、フィリピン293件（19.2%）、ベトナム255件（16.7%）、中国233件（15.3%）、タイ106件（7.0%）、韓国・朝鮮78件（5.1%）となっている（図表65）。

図表65 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	1,371	1,448	1,478	8,793	1,525
フィリピン		349	411	391	350	293
ベトナム		102	76	202	7,450	255
中国		248	242	175	237	233
タイ		63	62	71	107	106
韓国・朝鮮		115	108	83	79	78
その他		494	549	556	570	560

(注1) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 表中の国籍（地域）は、必ずしも上位5か国（地域）ではない。

5 送還の概況

2022年中の被送還者数は4,795人であり、2021年と比べ673人（16.3%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,014人（42.0%）と最も多く、次いで、中国784人（16.4%）、タイ448人（9.3%）、フィリピン321人（6.7%）、インドネシア238人（5.0%）の順となっている（図表66）。

図表66 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	9,369	9,597	5,450	4,122	4,795
ベトナム		2,698	3,185	2,206	1,781	2,014
中国		2,152	1,998	980	832	784
タイ		1,167	1,003	382	224	448
フィリピン		893	737	382	214	321
インドネシア		532	639	295	191	238
ネパール		198	275	197	170	172
スリランカ		148	212	141	103	122
カンボジア		45	47	49	35	86
トルコ		116	195	111	87	77
韓国		209	162	106	82	74
その他		1,211	1,144	601	403	459

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表67 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		9,369	9,597	5,450	4,122	4,795
自費出国		8,755	8,967	4,705	2,808	3,935
入管法第59条による送還		69	72	27	8	11
国費送還（護送官なし）		301	313	633	1,277	724
国費送還（護送官あり）		216	203	76	15	96
個別送還（送還を忌避する者）		166	201	30	11	88
個別送還（疾病を有する者）		3	2	2	4	8
集団送還		47	0	44	0	0
その他		0	1	1	0	2
国際受刑者移送条約		28	41	8	14	27

(注1) 「国費送還（護送官なし）」は、日本政府が帰国費用の全部又は一部を負担し、護送官を付さずに送還したものである（帰国意思はあるものの、帰国費用を調達できない者）。

(注2) 「集団送還」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

(注3) 「その他」は、被送還者の本国政府等の費用負担により送還したものである。

(注4) 「国際受刑者移送条約」は、国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者の数である。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は3,935人（82.1%）であり、2021年と比べ1,127人（40.1%）増加した（図表67、68）。

なお、出入国在留管理庁では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が調い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が調っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡し、帰国費用等を調達するよう指導したり、旅券を所持しない者については、出入国在留管理庁から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表68 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総数		8,755	8,967	4,705	2,808	3,935
ベトナム		2,600	3,147	1,726	723	1,629
中国		2,093	1,925	931	759	697
タイ		1,156	996	380	213	391
フィリピン		801	648	369	182	250
インドネシア		511	629	281	172	195
ネパール		174	248	177	158	152
スリランカ		121	181	95	85	95
カンボジア		44	44	49	32	74
韓国		192	146	100	78	68
トルコ		101	154	103	84	52
その他		962	849	494	322	332

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者、疾患を有する者等がいる。帰国する意思はあるものの、帰国費用を調達できない者については、日本政府が帰国費用の全部又は一部を負担し、護送官を付さずに送還している（護送官なしの国費送還）。また、疾病を有する者、送還を忌避する者については、日本政府の費用負担により護送官を付して送還先国に送還している（護送官ありの国費送還）。護送官なしの国費送還は、724人（15.1%）であり、2021年と比べ553人（43.3%）減少した。護送官ありの国費送還は、96人（2.0%）であり、2021年と比べ81人（540.0%）増加した（図表67）。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない^(注)が、その数は、2022年中は11人（0.2%）であり、2021年と比べ3人（37.5%）増加した（図表67）。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

2022年中に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は3,877人で、入管法違反者全体の37.6%を占めている。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが1,350人（34.8%）と最も多く、次いで、中国933人（24.1%）、タイ387人（10.0%）、インドネシア315人（8.1%）、フィリピン223人（5.8%）の順となっており、これら上位5か国で全体の82.7%を占めている（図表69）。

図表69 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	6,245	8,713	6,874	4,365	3,877
ベトナム		1,677	3,249	2,739	651	1,350
中国		1,877	2,081	1,625	1,722	933
タイ		896	1,232	748	579	387
インドネシア		360	634	712	435	315
フィリピン		672	565	376	215	223
カンボジア		13	24	23	39	153
ネパール		215	352	252	283	134
スリランカ		31	79	37	101	77
韓国		86	84	54	63	56
モンゴル		65	65	26	51	46
その他		353	348	282	226	203

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

2022年における出国命令事件の受理件数は3,877件であり、違反審査受理件数全体の34.9%に当たり、2021年と比べ488件（11.2%）減少している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

2022年に出国命令書を交付した件数は3,881件であった。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが1,350件で最も多く全体の34.8%を占めており、次いで中国935件（24.1%）、タイ389件（10.0%）、インドネシア315件（8.1%）、フィリピン224件（5.8%）の順となっており、上位5か国で全体の82.8%を占めている（[図表70](#)）。

図表70 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	2018	2019	2020	2021	2022
総	数	6,223	8,702	6,898	4,410	3,881
ベトナム		1,668	3,242	2,761	674	1,350
中国		1,872	2,079	1,634	1,737	935
タイ		894	1,233	749	582	389
インドネシア		356	633	710	434	315
フィリピン		671	562	377	215	224
カンボジア		13	24	23	40	152
ネパール		215	351	252	284	134
スリランカ		31	79	36	100	77
韓国・朝鮮		86	84	54	63	56
モンゴル		65	65	26	52	46
その他		352	350	276	229	203

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

7 出入国在留管理関係訴訟の概況

出入国在留管理庁に係る行政訴訟等（以下「出入国在留管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。2022年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、126件（前年108件）であった（図表71）。

また、近時の出入国在留管理関係訴訟では、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟に加えて、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等といった訴えの提起もなされている。

2022年の出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決数は、合計154件であり、そのうち、国側が勝訴したのは147件、敗訴したのは7件である^(注)。

図表71 出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2022年末時点）

(件)

区分		年	2018	2019	2020	2021	2022
行政事件	退去強制手続関係等 取消請求・無効確認等		167	146	75	43	58
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等		17	24	12	9	20
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等		1	3	1	1	0
	難民認定手続関係等 取消請求・無効確認等		30	58	29	41	25
	その他		5	7	6	7	15
	(小計)		220	238	123	101	118
民事事件		11	10	4	6	8	
人身保護請求事件		0	0	1	1	0	
受理件数(総数)		231	248	128	108	126	
終了件数		306	237	181	157	137	

(注) 判決書の数を計上したものであり、同一事件について、同一年内に地方裁判所、高等裁判所等において複数の判決があった場合、重複して計上している。また、1つの事件において、複数人から訴えがあり、1つの判決があった場合、1人でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している。1つの事件において、複数の訴えが併合され、1つの判決があった場合、当該複数の訴えのうちの一部でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している（ここでの「国側の勝訴」とは、行政処分の取消等を求めて提起された出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決において、訴えの全てが却下又は棄却された場合をいい、「国側の敗訴」とは、1つの事件において、複数人のうちの1人の訴え又は複数の訴えの一部でも認容された場合をいう。）。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、1981年に難民条約に、次いで1982年には難民議定書に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度や難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年5月16日から施行されている。

出入国在留管理庁は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

2022年に我が国において難民認定申請を行った者は3,772人であり、2021年に比べ1,359人(56.3%)増加した(図表72)。

図表72 難民認定申請数の推移

(人)

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022
申請数	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772

申請者の国籍・地域は68か国・地域にわたり、主な国籍・地域は、カンボジア578人(15.3%)、スリランカ502人(13.3%)、トルコ445人(11.8%)、ミャンマー298人(7.9%)、パキスタン238人(6.3%)、バングラデシュ230人(6.1%)、ウズベキスタン210人(5.6%)、アフガニスタン182人(4.8%)、インド172人(4.6%)、ネパール130人(3.4%)となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が3,069人(81.4%)、非正規在留者が703人(18.6%)となっている。

なお、申請者の31.9%に当たる1,202人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は625人、非正規在留者は577人となっている。

2 難民認定申請の処理

2022年における難民認定申請の処理は7,237人であり、2021年に比べ1,087人（17.7%）増加している。その内訳は、難民と認定した者187人^(注1)、難民と認定しなかった者5,418人、申請を取り下げた者等1,632人であった。

なお、難民と認定されなかった者についても、例えば、本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、2022年は1,760人が在留を認められている（**図表73**）。

図表73 庇護数の推移

(人)

区分		年	1978～2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
難 民	条 約 難 民		688	20	42	44	47	74	202
	定 住 難 民		11,442	29	22	20	—	—	35
そ の 他 の 庇 護			2,543	45	40	37	44	580	1,760
合 計			14,673	94	104	101	91	654	1,997

(注1) 「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果、認定された者の数を含む。）。

(注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び平成26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れた難民）であり、1978年から2005年まではインドシナ難民、2010年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注3) 「その他の庇護」とは、難民とは認定されなかったものの、人道的な配慮を理由に在留が認められた者の数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

2022年における仮滞在許可者は59人で、2021年に比べ30人（103.4%）増加している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は600人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…448人
- ② 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…198人
- ③ 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…78人である^(注2)。

(注1) 審査請求の結果、認定された者の数については、後記第2節2参照。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節 審査請求（不服申立て）

1 審査請求数

2022年に難民の認定をしない処分に対する審査請求^(注)を行った者は4,461人であり、2021年と比べ415人（10.3%）増加している（[図表74](#)）。

図表74 難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移

(人)

区分		年	2018	2019	2020	2021	2022
難民不認定			10,541	4,936	3,477	4,196	5,418
不服申立て			9,021	5,130	2,573	4,046	4,461
処理	理由あり		4	1	1	9	15
	理由なし		6,013	6,021	5,271	6,732	4,725
	取下げ等		2,154	2,269	1,203	670	492

2 処理の状況

2022年における不服申立ての処理は5,232人であり、2021年に比べ2,179人（29.4%）減少している。その内訳は、不服申立てに理由があるとされた者（難民と認定された者）15人（前年9人）、理由がないとされた者4,725人（前年6,732人）、不服申立てを取り下げた者等492人（前年670人）であった（[図表74](#)）。

(注) 難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては、2016年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

第3節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2022年に我が国において一時庇護のための上陸の許可（以下「一時庇護上陸許可」という。）を申請した者は12人であり、2021年に比べ9人増加した。処理の内訳は、許可が2人、不許可が10人であった。

図表75 一時庇護上陸許可申請数の推移

(人)

区分	年	2018	2019	2020	2021	2022
申請数		55	36	7	3	12
許可		2	1	1	1	2
不許可		49	31	7	3	10
取下げ等		4	2	—	—	—

(注) 申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、各年の申請数と処理数（許可、不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

図表76 一時庇護上陸許可申請の処理状況（2022年）

(人)

国籍	申請数計	処分内訳			
		許可	不許可	終止・取下げ	中止
イラン	7	—	7	—	—
スリランカ	1	—	1	—	—
トルコ	1	1	—	—	—
パキスタン	1	—	1	—	—
ロシア	1	—	1	—	—
中国	1	1	—	—	—
合計	12	2	10	—	—

(注) 申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、申請数と処理数（許可、不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等） 対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

1 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、2004年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、また、2009年12月には「人身取引対策行動計画2009」を、2014年12月には「人身取引対策行動計画2014」を犯罪対策閣僚会議においてそれぞれ策定し、2022年6月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第8回会合を開催するなど、これまで政府一体となった人身取引対策への取組を進めてきた。そして、同年12月には、政府一体での総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2022」を決定した。

出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

人身取引対策への取組に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html)

2 人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

出入国在留管理庁が2022年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の執った外国人は2人（前年11人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン1人、タイ1人（前年フィリピン10人、中国1人）であった。

なお、被害者2人のうち、在留資格を有していた者は1人（前年10人）、不法残留等入管法違反となっていた者は1人（前年1人）であり、入管法違反となっていた被害者については在留特別許可を行った（[図表77](#)）。

被害者数は、出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが、その後大幅に減少し、ここ数年は多い年でも10人強となっている。これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（[図表78](#)）。

図表77 人身取引被害者数（2022年）

(人)

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		1	0(0)	1
タイ		0	1(1)	1
総数		1	1(1)	2

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。

日本人の配偶者等 1人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。

不法残留 1人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。

短期滞在 1人

図表78 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	年	2005	2018	2019	2020	2021	2022
人身取引被害者総数		115	9	12	8	11	2
在留資格を有していた者		68	4	7	1	10	1
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47(47)	5(5)	5(5)	7(7)	1(1)	1(1)

3 人身取引加害者の退去強制^(注)

2014年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところであるが、2022年に出入国在留管理庁が人身取引の加害者として退去強制した外国人は0人（前年0人）であった。

(注) 2005年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者保護

1 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じている。

また、2008年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」^(注)を踏まえ、出入国在留管理庁では、同年7月に独自に措置要領を制定したほか（2018年1月及び2022年1月一部改正）、職員に対しては、関係機関の協力を得て、DV被害者保護に関する実践的な知識や留意点等の実務に重点を置いた研修を実施している。DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

2 外国人DV被害者の認知件数

出入国在留管理庁では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、2022年中に、在留審査手続の過程等において把握した外国人DV被害者は249人であった（[図表79、80](#)）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、関係機関への通報や在留期間更新許可等を行った。

(注) 2014年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表79 DV被害者把握状況（2022年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		59	1	30	12	102
中国		17	2	8	5	32
ブラジル		10	2	7	1	20
ベトナム		8	0	5	2	15
ペルー		7	0	4	0	11
ネパール		5	1	4	0	10
タイ		1	5	2	1	9
スリランカ		1	1	3	2	7
ロシア		2	0	1	1	4
イタリア		1	0	1	1	3
インドネシア		2	0	1	0	3
韓国		1	0	1	1	3
トルコ		1	0	1	1	3
ナイジェリア		1	0	1	1	3
パキスタン		0	0	3	0	3
ミャンマー		0	0	0	3	3
オーストラリア		2	0	0	0	2
バンラデシュ		1	0	1	0	2
アフガニスタン		0	0	0	1	1
アルゼンチン		0	0	0	1	1
エジプト		0	0	1	0	1
ガーナ		1	0	0	0	1
カンボジア		0	1	0	0	1
ギニア		1	0	0	0	1
コロンビア		0	0	0	1	1
台湾		1	0	0	0	1
フランス		0	0	1	0	1
ベラルーシ		0	0	1	0	1
ボリビア		1	0	0	0	1
メキシコ		1	0	0	0	1
モンゴル		1	0	0	0	1
ラオス		1	0	0	0	1
総数		126	13	76	34	249

図表80 官署別DV事案の認知被害者数の推移

（人）

年	官署	本庁	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2020		—	3	5	42	25	18	6	—	11	110
2021		—	—	3	88	52	20	7	1	7	178
2022		1	2	7	122	84	10	11	—	12	249

（注）東京局、名古屋局、大阪局、福岡局はそれぞれ、横浜支局、中部空港支局、神戸支局、那覇支局分を含む。